

事件番号 令和6年(ワ)第3728号 外

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件

原 告 [REDACTED] 外

被 告 株式会社 J E R A 外 9名

原告ら第8準備書面

2025年12月20日

名古屋地方裁判所民事第6部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 原田 邦好
同 浅岡 美恵
同 小島 寛司

目次

第1 はじめに	6
第2 日本における危険な気候変動による影響——生命、健康被害等	7
1 はじめに	7
2 気温上昇による健康リスクの病理学的知見	8
(1) はじめに	8
(2) 人体の熱調整機能と気温上昇による機能不全	8
(3) 熱疲労による循環不全	10
(4) 睡眠困難とこれに伴う健康被害	10
3 気温上昇による健康被害等にかかる疫学的知見	11
(1) 気温上昇による死亡リスク	11
ア 熱中症	11

イ 熱闇連死の増加	12
ウ 热帯夜の危険性	13
(2) 死亡に至らない健康リスク	16
ア 気温上昇による感染症リスク	16
イ 気温上昇による疾患のリスク	17
ウ 地球温暖化に対する不安、気候変動による精神障害	17
4 日本における気候変動は、予測に比べ現実がより悪化していること	20
5 小括	24
第3 I C J勧告的意見が示した重大な危害の発生防止義務の枠組み	30
1 オランダ最高裁判決による危険な気候変動の影響を防止する国家の義務	30
2 国際司法裁判所（I C J）の勧告的意見の背景	33
(1) 1. 5°C目標の重要性と気温上昇が1. 5°Cに迫る現実	33
(2) 国連総会によるI C Jに対する勧告的意見の提出要請	34
3 勧告的意見が示した国家の義務の内容	35
(1) 国際慣習法に基づく重大な危害の発生防止義務とその義務は気候系にも適用されること	35
(2) 上記国家の環境への重大な損害の防止義務に人為的な温室効果ガスの排出から気候系を保護する義務が含まれること	35
(3) 気候変動に係る重大な危害を防止する国家の法的義務は緩和（排出削減）、適応、協力の義務であり、なかでも緩和がその中核であること	37
(4) 各国の義務はすべての当事者の義務（erga omnes partes）であること	37
4 義務の水準	38
(1) 危害発生の蓋然性が高く、危害が深刻なほど行動基準が厳しくなること .	38
(2) 気候変動による危害発生の蓋然性、予見可能性、危害の程度・規模の重大性には疑いの余地がないこと	38
5 国家の義務違反の法的帰結は履行義務と賠償義務であり、適切な履行を求めるために損害は要件でないこと	40

6	まとめ——I C J が示した気候変動に関する国家の義務の枠組み	41
7	排出削減義務の削減水準	44
(1)	気候変動による人権への重大な影響を回避するための排出削減の経路	44
(2)	I C J 勧告的意見によれば、日本には I P C C 第 6 次評価報告書で求められたものより高い水準の削減が求められること	45
(3)	全体での削減分の各国の分担	46
8	国家の義務違反に対する法的帰結	49
9	各国内の司法判断において、危険な気候変動から保護される権利が、基本的権利として確立されていること	51
第 4	気候変動に関する被告らの義務	55
1	気候変動の文脈における被告ら発電事業者の気候変動の影響の緩和（排出削減）義務	55
(1)	基本的人権についての企業への水平効果	55
(2)	気候変動問題における人権保護義務の水平効果（シェル事件におけるハーグ地裁・高裁の判決）	56
(3)	民法 709 条における「注意義務」	58
2	I C J 勧告的意見から導かれる被告ら民間事業者の義務	59
(1)	国家の緩和措置義務には民間事業者の行為を規制する義務が含まれること	59
(2)	気候変動の影響を防止する義務は <i>erga omnes</i> の義務（対世効的義務）であること	62
(3)	国家の緩和措置義務には民間事業者の行為を規制する義務が含まれること	62
3	被告ら電力セクターの事業者の削減義務の水準	65
(1)	最良の科学的知見を参考する必要があること	65
(2)	1. 5 °C 目標に整合する経路における削減水準	66
(3)	電力セクターの先行的脱炭素化の必要性	66

(4) 先進国としての日本の電力事業者が負う加重された削減義務	68
(5) 原告らの本訴請求にかかる削減水準は、発電事業者に求められる削減水準 の下限であること	69
(6) 國際合意における電力セクターの排出削減経路の確認	71
4 小括	74
第5 被告らの主張に対する反論	75
1 被告らの主張	75
2 被告ら火力発電事業者が排出削減義務を負うこと（主張①への反論）	76
3 民法709条に基づく差止請求は認められること（主張②への反論）	77
(1) 被告らの主張	77
(2) 差止請求を認めるべき実質的根拠——事後の救済の限界	77
(3) 差止請求を認める法的根拠	79
(4) 本件への適用	80
(5) 最判昭和43年7月4日に関する被告JERAの主張に対する反論	82
4 原告らの権利・法益は侵害されており、さらなる侵害の具体的危険もあるこ と（主張③への反論）	83
(1) 被告らの主張	83
(2) 権利・法益が侵害され、またその具体的危険があること	84
5 被告らのCO₂排出量に、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責でき るだけの関連性が認められること（主張④への反論）	86
(1) 被告らの主張	86
(2) 被告らに対する求釈明	87
(3) 事実的因果関係について	87
6 CO₂それ自体の有害性ではなく、その蓄積による気候系への危害が問題であ ること（主張⑤への反論）	91
(1) 被告らの主張	91
(2) 気候変動被害の因果構造について	92

(3) 被告らの主張の不当性	93
7 気候変動による被害に基づく排出削減義務違反の有無の判断はまさに司法の役割であること（主張⑥への反論）	93
(1) 被告らの主張	93
(2) 被告らの主張が失当であること	94
(3) 本件における司法の役割	95
(4) 小括	96

第1　はじめに

2025年7月23日、国際司法裁判所（I C J）は、気候変動に関する国家の義務について勧告的意見（甲26の1、26の2。以下、単に「勧告的意見」という）を公表した。本勧告的意見は、気候変動に関する国際法上の義務について包括的な法的枠組みを初めて明示したものであり、本件訴訟の帰趨に直接関わる重大な意義を有する。

I C Jは、国際慣習法に基づき、国家は気候系への重大な損害を防止するため相当な注意（デューデリジエンス）をもって行動する義務を負うこと、パリ協定の主要な気温目標は1.5°Cであること、国家の緩和措置義務には民間事業者の活動を規制する義務が含まれること、そしてこれらの義務は対世効的義務（erga omnes）であることを明確に判示した。とりわけ重要なのは、義務違反の法的帰結として、損害の有無にかかわらず履行義務と違法行為の停止義務が生じることを確認した点である。

本書面においては、まず第2において、日本における気候変動による生命・健康被害の実態について、病理学的知見及び疫学的知見に基づき主張を補充する。2024年には熱中症による死者数が2033人に達し、熱帯夜の急増に伴う健康被害も深刻化している。これらの被害は、今後も排出削減が実現しなければ、さらに激甚化することが科学的に明らかである。加えて、気候変動は、わずか5年前の予測に比べても、明らかに深刻化が加速していることを述べる。

次に第3において、I C J勧告的意見が示した国家の義務の枠組みを詳細に分析する。I C Jは、気候変動による危害発生の蓋然性、予見可能性、危害の重大性には疑いの余地がないことを前提に、国家に厳格な注意義務を課した。この枠組みは、本件訴訟における被告らの義務の法的根拠として決定的な意義を有する。

第4においては、I C J勧告的意見から導かれる被告ら民間事業者の義務について論じる。人権保護義務の水平効果により、国家の義務は民法7

09条の注意義務の解釈を通じて被告らにも適用される。被告ら電力セクターの事業者には、IPCCが示す削減経路に沿って、少なくとも2019年比で2030年までに48%以上、2035年までに65%以上のCO₂排出削減を実現すべき義務がある。

第5においては、被告らの主張に対する反論を行う。民法709条に基づく差止請求の可否、因果関係、政治領域論等について、ICJ勧告的意見及び国内外の裁判例を踏まえ、被告らの主張がいずれも理由がないことを明らかにする。

ICJ勧告的意見により、危険な気候変動から保護される権利が国際法上の人権として確立され、その保護のために国家及び大規模排出者が負う義務の内容と水準が明確になった。本書面は、この新たな国際法的発展を踏まえ、被告らの排出削減義務の法的根拠と内容を一層明確にするものである。

第2 日本における危険な気候変動による影響——生命、健康被害等

1 はじめに

原告らは、これまで、訴状及び第3準備書面等において、気候変動に伴う異常気象や気温上昇による生命健康被害の実態について主張してきた。その実態は極めて深刻であり、例えば、日本における6～9月の熱中症による死者数・救急搬送者数の合計は、年々増加しているところ、2024年には、熱中症による死者数が2033人に達している。熱中症のみならず、高温環境下での生活を余儀なくされることによって、既往症を重篤化させたり、精神衛生を悪化させたりするなどのリスクも報告されるなど、高温による熱ストレスの影響は、人々に甚大な健康被害をもたらしている状況である。

本書面においては、まず、熱ストレスが人の生命健康に被害を生じさせる機序及びこれまでの疫学的・統計的調査から明らかになった気温上昇に伴う健康リスクにかかる主張を補充する。

2 気温上昇による健康リスクの病理学的知見

(1) はじめに

訴状 27～30 頁及び原告ら第 3 準備書面 8～9 頁において述べたように、高温による健康障害としては、熱中症が知られ、近年、国内外で熱中症による死亡者数が増加している。更に、高温に伴う熱疲労などにより、循環器・呼吸系の疾病を有する者や高齢者については循環不全による死亡リスクがある。以下では、熱ストレスの生理学的影響についての主張を補充する。

(2) 人体の熱調整機能と気温上昇による機能不全

人間は体内において熱を産生し続けているため、これを体外に放散し、一定の体温を保ち続けている。もっとも、人間が体内に蓄積する熱は体内で産生される熱だけではなく、太陽からの短波放射や地表からの長波放射など、環境から体内に流入する熱が存在する。

このような対内外の熱収支は以下の図式で整理できる。

$$M - (C + R + I_E) = S$$

M = 代謝熱

C = 皮膚温と気温の差に応じ、風によって皮膚面から奪わっていく顯熱

R = 放射（長波放射で人体から出て行く熱から、太陽からの短波放射と地物からの長波放射で人体に流れ込んでいく熱を引いたもの）

lE = 蒸発散（潜熱輸送、 l が水の蒸発潜熱・ E が蒸発量）で、湿度に応じて、皮膚の濡れ面から風による蒸発で奪わっていく潜熱

S = 人体に蓄積される熱（人体熱負荷）

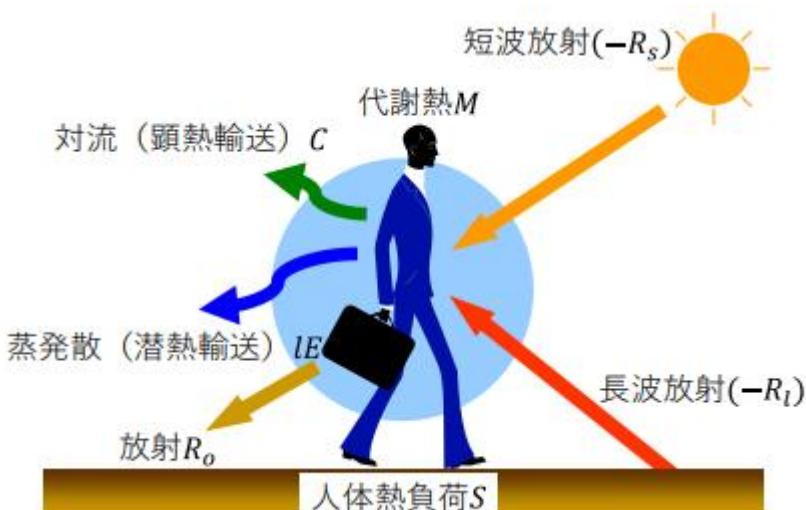


図 人体の熱収支

$S = 0$ の状態が体温を一定に保つことのできる状態を意味し、 $S < 0$ となると寒さを感じ、産熱を増大させる (M の増大)。末梢血管の収縮によって血流量を減少させ皮膚温を低下させる (C と R の低下) ことによって、 $S = 0$ に近づかせることとなる。一方で、 $S > 0$ の場合には暑さを感じるため、発汗量の増大 (lE の增加)、末梢血管の拡張による血液量の増加に伴う皮膚温の上昇 (C と R の上昇) によって、 $S = 0$ に

近づかせる。人体においては、このように、常に $S = 0$ になるよう体温調節機能が働いているのである。

ここで、皮膚温と気温の差に応じて皮膚面から奪われていく顕熱（顕熱輸送）は、下式によって表現されるところ、皮膚温度 (T_s) よりも気温 (T_a) が高い場合には負の値となるため、熱が奪われるのではなく、空気から熱を受け取る状態となる。

$$C = c_p \rho h_c (T_s - T_a)$$

そのため、気温が上昇すると、皮膚温と気温の差が減少し、上記計算式における C が小さくなり、あるいは気温が皮膚温よりも高くなるため、 C が負となる。具体的には、気温が $36 \sim 37^\circ\text{C}$ という体温レベルを超えると人体からの熱放散ができなくなり、代謝熱が顕熱輸送によって発散されないため、体内の蓄積熱が増えていく結果、コア体温が上昇し、熱中症に至るリスクが高まるのである。（以上につき甲B121、甲B122）

(3) 熱疲労による循環不全

また、暑さのために体温調節機能が作用すると、末梢血管の拡張や発汗により有効循環血液量が減少し、循環不全の状態に陥る。これが熱疲労の状態であり、循環器・呼吸器疾患に罹患している者は熱中症を発症する前段階で循環不全により死亡するリスクを負っている。（甲B123）

(4) 睡眠困難とこれに伴う健康被害

睡眠は、体温が下がることによって生じ、体温が上がることで覚醒する。そこで、夜間の気温が高止まりすると周囲温度が睡眠に適さない状況となり、睡眠サイクルの乱れが生ずる。そして、睡眠不足を含めた睡眠の問題が慢性化することにより、肥満、高血圧、糖尿病、心疾患、脳血管障害の発症リスクの上昇や症状の悪化が生じ、これに伴い、死亡率

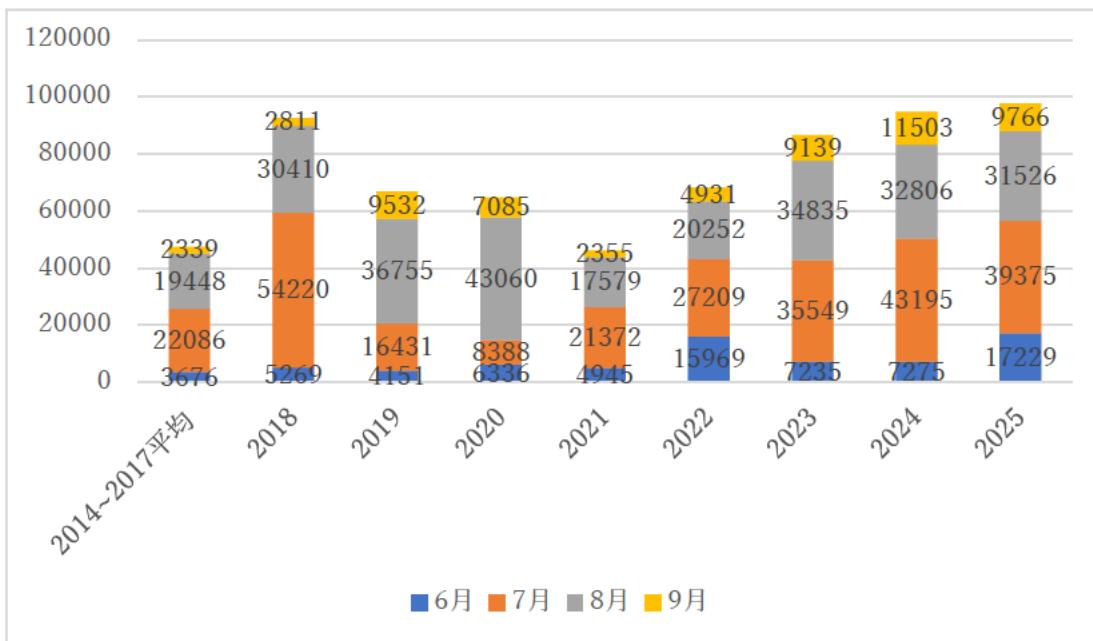
が増加することも明らかになっているほか、精神障害の発症リスクを高めることが明らかになっている（甲B124）。

3 気温上昇による健康被害等にかかる疫学的知見

(1) 気温上昇による死亡リスク

ア 熱中症

熱中症による救急搬送者数の増加や死亡数の増加については、訴状28～29頁及び原告ら第3準備書面8頁で述べたところであるが、2025年度の熱中症による救急搬送者数についても下表のとおり、増加傾向が続いている（訴状27頁の表に2024年度及び2025年度のデータを加えた。）。



そして、熱中症による死亡リスクは、いずれのシナリオにおいても下表のとおり増加することが予測されている（甲B125）。

	21世紀半ば	21世紀末
--	--------	-------

	死亡率	死者数	死亡率	死者数
65歳 未満	1.8倍 (1.3倍)	1.3倍 (0.97倍)	1.8~6.9倍 (1.3~2.4倍)	0.91~ 3.7倍 (0.64~1.3倍)
65歳 以上	1.7倍 (1.2倍)	2.5倍 (1.8倍)	1.7~5.8倍 (1.2~1.8倍)	1.8~ 6.6倍 (1.2~2.1倍)

イ 热関連死の増加

前記第1で述べたように気温上昇に伴う死亡リスクは熱中症による死亡のみならず、熱中症に至らない熱疲労の状態からも発生することが想定される。このような熱中症を含む気温上昇（暑さ）に関連する国内の死者数の合計（2015年から2019年）は3万3000人と算出され、これは同期間の熱中症による死者数（計約5000人）の約7倍である（甲B126-1、2）。

そして、このような気温上昇に伴う熱関連の死亡率が高くなることは統計的・疫学的にも明らかになっており、すべてのシナリオにおいて、温帯地域、大陸性気候帶、乾燥気候帶において、2000年代から2090年代にかけて、温暖な季節における死亡率は増加することが予測されている。この傾向は、温室効果ガスの低い排出シナリオから高い排出シナリオに移るにつれて強まっていき、気温上昇に伴い、熱関連死が多くなることを示している（甲B127）。特に、人口が

集中する都市部においてはヒートアイランド現象¹の影響が相まって、平均的な気温上昇に加えて、2℃程度の気温上昇が重なり、これによって、都市部に住む人口の熱曝露を強め、熱関連死亡率を高めることになる。具体的には、過去10年間の都市部における暑熱関連の超過死亡率の30%がヒートアイランド現象に影響を受けており、ヒートアイランド現象による気温上昇が高まるほどその影響が増加することが明らかになっている（甲B128の1、同128の2）。

更に、訴状53～54頁で述べたように地球温暖化に伴い、海水温の上昇が発生し、大気中の水蒸気量が増加するところ、温暖湿潤気候に属し、太平洋高気圧等の影響で湿度の高い日本などでは、湿度の影響も相まって死亡リスクが高まることが明らかとなっている（甲B129）。

ウ 热帯夜の危険性

（ア）日本における热帯夜の增加の状況

原告らの居住する地域である札幌、秋田、福島、東京、名古屋、大阪、京都、広島、福岡における热帯夜の增加の状況は別紙のとおりである（甲B130-1～3）。このうち、愛知県については以下に示すとおり、特に1980年代から急速に増加してきたが、直近の2023年ないし2025年は49日、56日、73日と急速な増加を示している。このような傾向は全国的に確認されており、札幌から福岡に至る各地の热帯夜の年間日数は特に1950年頃以降右肩上がりに増加してきたが、直近の2020年前後以降に至り各地とも急速に热帯夜の日数が増加傾向にあることは特筆すべき現象である。

¹ アスファルトやコンクリート等による人工被覆域が多い都市部においては、日射による热の蓄積が多く、暖まりにくく冷えにくい性質があることから、日中に蓄積した热を夜間にあっても保持し、大気へ放することになるため、夜間の気温の低下を妨げることになる。これに加え、人口排热の影響が相まって、都市部の気温が周囲よりも高くなることをいう。

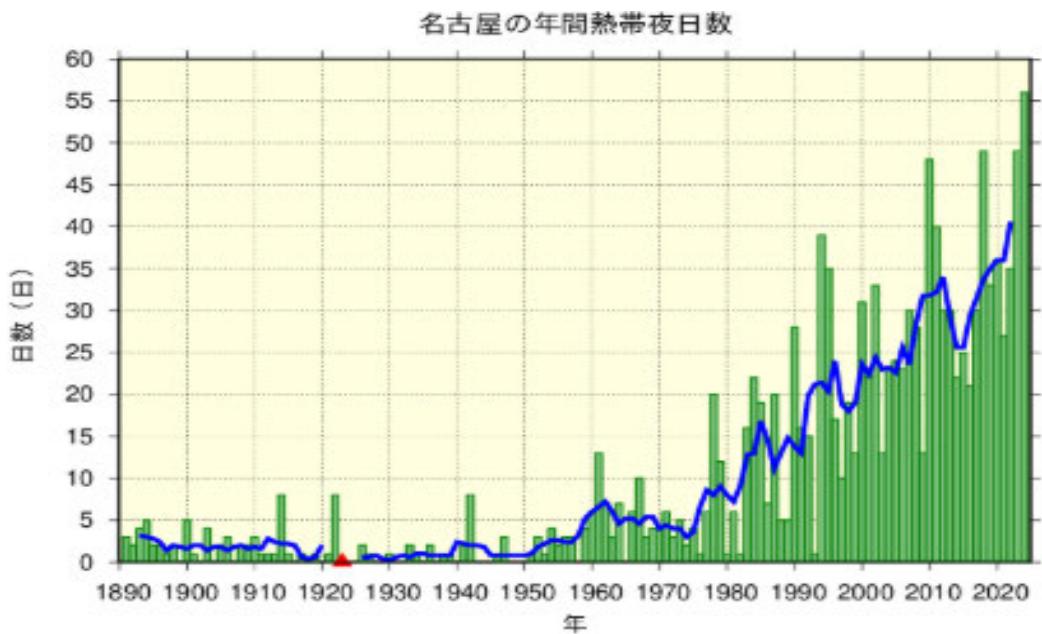


図 名古屋市の年間熱帯夜日数の変化（甲B130-1）

(イ) 热帯夜の増加と死亡リスクの増加は強く関連していること

2022年8月に発表された「ランセット」誌掲載の論文で、将来の気候変動シナリオにおける夜間の温暖化が死亡率に与える影響に関する研究が発表された（甲B131の1、同131の2）。「ランセット」誌は、査読付きの総合医学雑誌であり、世界で最も影響力のある学術雑誌の一つである。

この研究では、日本、韓国、中国の3か国28都市で、1981年から2010年までの9,185,598件の死亡データをもとにし、夜間の温暖化と死亡率との関連性が調査された。調査研究の結果、高温夜には顕著な地域差が生じるもの、全体として、熱帯夜は死亡リスクの顕著な上昇と関連しており、熱帯夜における相対的死亡リスクはそうでない夜と比較して50%高くなる可能性があることが示された。

(ウ) 日本における熱帯夜による死亡リスク

また、2023年5月には、日本における熱帯夜の死亡リスクについての研究が発表された（甲B132-1、2）。これは、日本全国47都道府県を対象に、43年間（1973～2015年）にわたる全国規模の評価を行い、熱帯夜の死因別・地域別の死亡率に及ぼす影響を推定した調査研究である。

熱帯夜の観測日数は年々増加しているところ、上記43年間の全国評価において、熱帯夜においては、全国的には全死亡率が9%～10%増加し、11件の死因特異的死亡（国際疾病分類（ICD）コードに従い、死亡は心血管疾患（CVD）、虚血性心疾患（IHD）、脳血管疾患（CBVD）、脳出血（CH）、脳梗塞（CIN）、呼吸器疾患（RD）、肺炎、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、喘息、腎疾患、高齢の11の特定原因で分類）はすべて熱帯夜と強く関連していることが明らかにされた。

さらに、熱帯夜による全死因死亡リスクは、年齢層を3つに分けた中で、高齢者（65歳以上）において最も長い遅延日数を示したが、15歳未満の層ではより高く、より即時的な影響も認められた。

地域別では、東京や大阪などの人口密集県では、周辺地域に比べて高温夜とリスクがそれぞれより多く、より高かったことが注目され、これは前述したヒートアイランド現象の影響が寄与しているものと考えられる。

（エ）熱帯夜による睡眠障害の被害は熱中症による死亡ロスにも匹敵すること

前記第2、4で述べたように睡眠障害に伴う健康被害は多岐にわたる。その一方で、睡眠障害は直接死因にならないことから、高温に伴う睡眠障害によってどれだけ死亡リスクが高まるかについては定量化されてこなかった。このような中で、東京大学大学院等の研究グループが協働し、1か月の睡眠の質を評価する自記式質問票であるピッツバーグ睡眠質問票（PSQI）をもとに、前日の睡眠の質を評価する自記

式質問票である毎日の睡眠の質のための睡眠質問票の改訂版（SQIDS2）が開発され、これらを用いた睡眠の質の計測が、2011年と2012年の夏に、名古屋市民550名以上を対象に実施された。

その結果、日最低気温が25°Cを超えると、暑さによる睡眠障害が増加（名古屋市では暑さによらず3割強の人が睡眠障害に罹っているが、気温上昇により睡眠障害にかかっている人の割合が4割に増加）することが明らかとなった。そして、かかる健康被害を定量化するために上記研究チームは死亡ロスと健康ロスを一つの指標で扱える障害調整生存年（DALY）を用い、その結果、名古屋市の5年間にわたる睡眠障害による被害は名古屋市で発生している熱中症の被害とほぼ同じであり、DALYを用いると毎年約100年～200年の被害（早死にすることによって失われた年数+障害を有することによって失われた年数の和）が出ていることが判明した。（以上につき甲B133）

(2) 死亡に至らない健康リスク

ア 気温上昇による感染症リスク

気温上昇は、熱ストレス、熱疲労に伴う健康被害のみならず、一定の感染症の増加リスクをもたらす。例えば、海水温の上昇により、夏に魚介類に付着している腸炎ビブリオ菌数が日本各地で増えていることが確認されているほか、気温上昇により食品の加工や調理過程で食品の細菌が増殖することに伴い食中毒が発生することが予測されている。また、デング熱などを媒介するヒトスジシマカの生息域が北上するなど蚊を媒介する感染症の増加リスクも懸念されている（甲B134）。そして、このような予測は、2007年の時点で環境省から既に報告されていたものである（甲B135）。

更に、近年の研究では、ヘルパンギーナ、手足口病、咽頭結膜炎、腸管出血性大腸炎感染症などの感染症との関係でも、気温上昇と感染症罹患について正の相関関係が存することが認められている（甲B1-36）。

イ 気温上昇による疾患のリスク

気温上昇に伴う食品や動物を媒介とした感染症リスクに加え、気温上昇が特定の疾患の罹患に及ぼす影響についても研究が進められている。高温が特定の疾患の罹患に寄与する機序については明らかにされていないものの、平均気温が高いほど15歳未満の子どもにおける川崎病の入院リスクが高まるとの研究結果（甲B137の1、同137の2）、日平均気温が高いほどアナフィラキシー（アレルギー）による入院リスク（甲B138-1、2）や小児の腸重積症による入院リスクが高まるとの研究結果（甲B139-1、2）などが明らかになっている。

ウ 地球温暖化に対する不安、気候変動による精神障害

(ア) 気候変動の激甚化への不安

地球温暖化による地球環境の危機的状況に対して引き起こされる、個人や社会全体の心理的な不安や恐れを抱く人が増加している。

気候不安については、2021年に英国バース大学の研究者が主導し、英国、米国など10か国の児童・若者10,000名（各国1,000名）を対象に実施された調査（甲B140）が存する。同調査によれば、回答者の50%以上が、気候変動に対し、悲しみ、不安、怒り、無力感、無力さ、罪悪感という感情を報告し、回答者の45%以上が、気候変動に対する感情が日常生活や機能に悪影響を及ぼしていると述べ、多くの回答者が気候変動に関する否定

的な思考を多く抱えていると報告した（例：75%が「未来は恐ろしいと思う」、83%が「人類は地球を守れなかつたと思う」）。

同調査は日本人を対象としていないが、日本では、電通総研が同じ質問に加え、独自の設問をさらに追加し、日本在住の16歳～65歳、5000人を対象に調査を実施している（甲B84）。訴状で述べた通り、同調査によると、日本において気候変動によって不安を感じる人は全体の72.6%にも及ぶとされている（甲B84）。

同調査の他にも、大規模なアンケート調査は複数存在し、例えば世界30以上の国と地域のFacebookユーザーを対象に、気候変動に関する一般の知識、態度、政策の選好、行動を調査したもの（甲B141）では、調査対象となったすべての国と地域で、回答者の過半数が気候変動について「非常に」または「やや」懸念していると回答し、メキシコ（94%）、コスタリカ（92%）、コロンビア（91%）、そして、日本（90%）において、10人中9人以上が懸念を示した（甲B141、2.1.）などの調査結果が示されている（甲B141）。

また、訴状で述べた通り全世界の24万3,512人を対象にしたユニセフ（国連児童基金）の調査「U-Report（ユー・レポート）」によると、世界全体では、若者の5人に2人が、気候変動の影響により、家族を持ちたいという思いを考え直すようになったと回答している。

こういった懸念はアフリカで最も高く、子どもを持つことを考え直すと答えた若者の割合は、中東・北アフリカ地域（44%）およびサハラ以南のアフリカ地域（43%）で最も多く見受けられた。両地域の若者は、様々な気候ショックを経験したと答え、世界の他の地域の若者よりも、これらのショックが食料や水へのアクセス、

家族の収入に影響を与えたと述べる人が多くいたとされている（甲B 8 5）。

(イ) メンタルヘルスへの影響

気候変動とメンタルヘルスの関連性に関しては、特に近年、海外において多数の論文が発表されている。

このうち、「The relationship between climate change and mental health: a systematic review of the association between eco-anxiety, psychological distress, and symptoms of major affective disorders」（気候変動とメンタルヘルスの関係：エコ不安、心理的苦痛、および主要感情障害の症状との関連性に関する系統的レビュー）(甲B 1 4 2)は、これらの多数の論文を系統的にレビューするものである。

同論文は EBSCO、ProQuest、Web of Science データベースを 2024 年 2 月分まで検索し、成人対象でエコ不安（曝露、すなわち気候変動に関連する恐怖、心配、不安）と、検証済み尺度で評価された心理的苦痛の症状および主要情動障害（アウトカム）を定量化した研究を抽出したものである。

同レビューでは、英語文献で、査読付き論文に限定して検討がされている。同レビューにおいては初期検索では 4368 件の論文が抽出され、重複を除去後 2865 件が残り、タイトルと抄録のスクリーニング後、全文レビュー対象として 83 件が残り、このうち 34 件が採用されたとされている。

このような大規模かつ系統的なレビューを行った結論として、同論文は「一貫して、エコ不安は心理的苦痛、抑うつ症状、不安症状、ストレス症状といった精神健康アウトカムと小～大の正の相関を示した。」とされている（甲B 1 4 2・1 頁）。

(ウ) 日本における研究

こうした気候変動とメンタルヘルスの関係については日本における研究においても統計学的に実証されている。南山大学経済学部経済学科教授の宮崎浩伸教授は、最高気温の上昇や気候変動による自然災害による被害が、人々のメンタルヘルスにどのような影響を及ぼすのかを統計学的に検証した結果、うつ病患者率については、最高気温が有意に影響を及ぼしていることが確認され、特に女性については、気温上昇によってうつ病罹患率が高くなるとの結果が得られた。（以上につき、甲B143）

4 日本における気候変動は、予測に比べ現実がより悪化していること

以上のような被害をもたらす気候変動は、世界においてのみならず日本においても、わずか数年前の予測と比較して、事態は刻々と悪化している。

環境省が、2020年12月に作成した『気候変動影響評価報告書 総説』（甲B146）では、当時、20世紀末（1980～1999年平均）と比べ、21世紀末（2076～2095年平均）には、東日本から西日本における、猛暑日、熱帯夜の各年間日数について、1.5℃目標と整合するRCP2.6シナリオ（温室効果ガス濃度がピークを迎えた後減少する「低位安定化シナリオ」）では、猛暑日の増加が年間5日未満、熱帯夜の増加が年間10～20日程度と予想されていた。また、RCP8.5シナリオ（温室効果ガス濃度の上昇が続く「高位参照シナリオ」）であっても、東日本から西日本において、猛暑日の増加が年間20～30日程度、熱帯夜の増加が年間40～60日程度と予想されていた。

ところが、原告ら第3準備書面等において既に主張したように、現実には、21世紀末どころか2025年の現時点で、東日本や西日本の原告ら

が住む各地において、猛暑日数も熱帯夜の数も、低位安定シナリオを超えて、高位参照シナリオに迫ろうとしている。

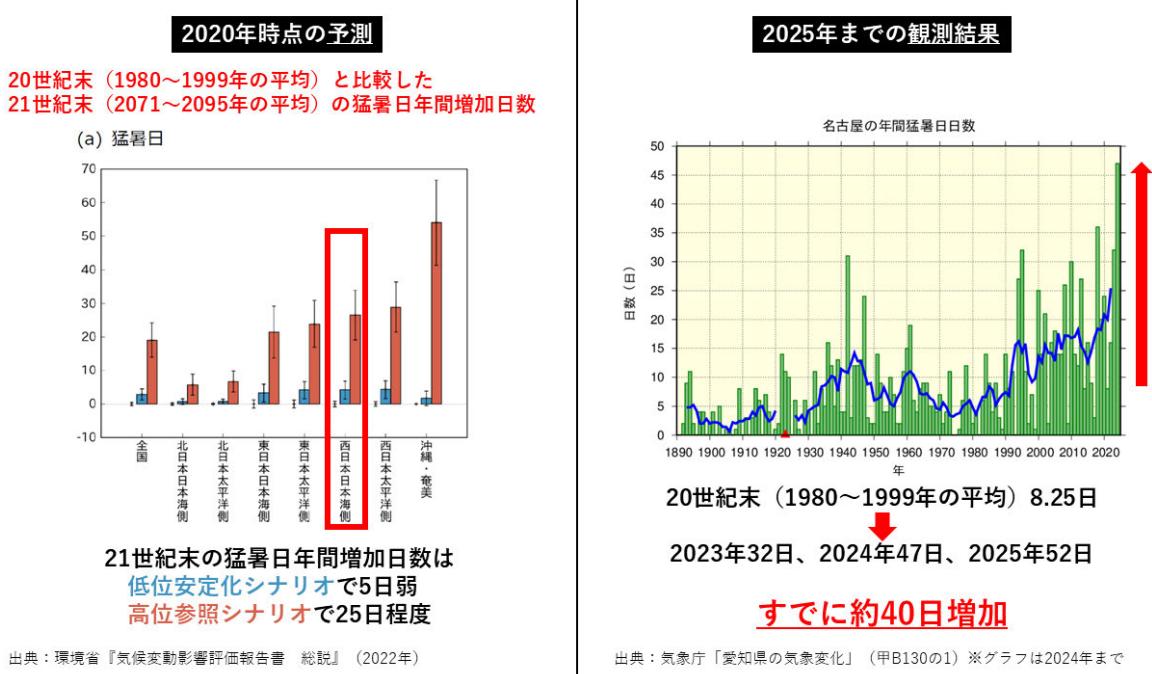


図 年間猛暑日数の2020年時点の予測と2025年の観測結果

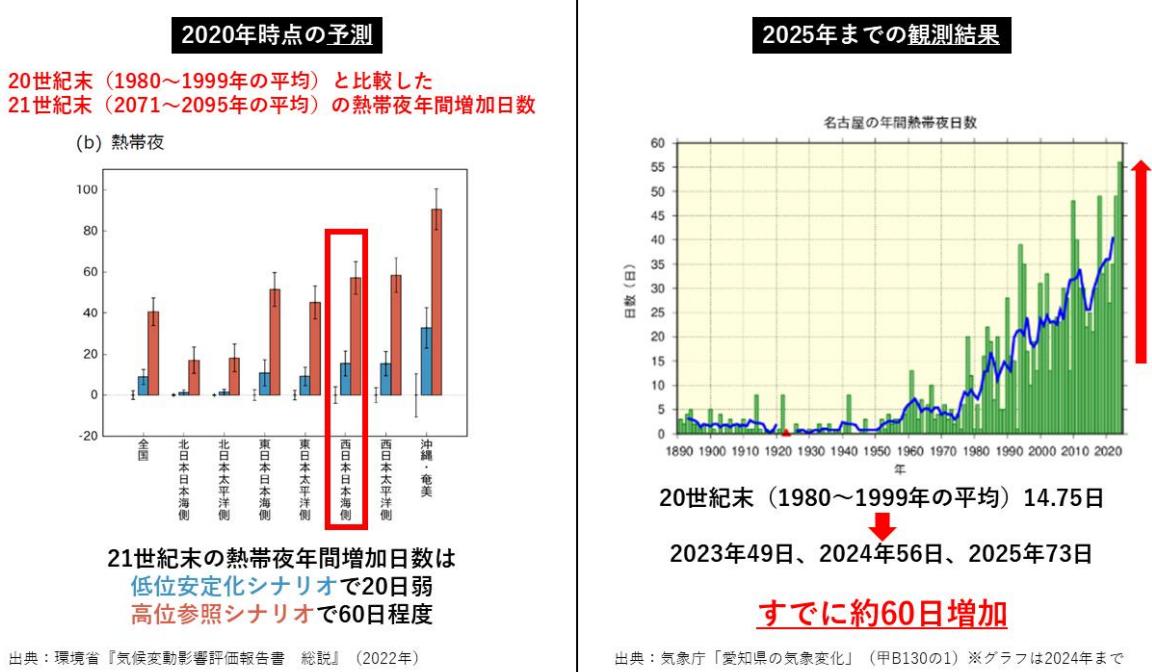


図 年間熱帯夜数の2020年時点の予測と2025年の観測結果

『気候変動影響評価報告書』において、下図のとおり、暑熱による影響は、2015年、2020年時点の予測としても、重大性が「特に重大な影響が認められる」かつ緊急性、確信度が「高い」とされていた。また、「脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）」は、2015年から2020年にかけて重大性として「特に重大な影響が認められる」との評価が追加され、また、確信度も「低い」から「中程度」に引き上げられていた。

また、自然災害についても、すべての項目の重大性が2015年時点で「特に大きい」となっていたが、2020年には、さらに内水の災害の確信度が「中程度」から「高い」に、強風の緊急性が「中程度」から「高い」に引き上げられていた。

加えて、「都市インフラ、ライフライン等」や「文化・歴史などを感じる暮らし」に対する気候変動の影響は、確信度が2015年から2020年にかけて高められた。

このように、いずれの影響も、時間が経過するにつれて、重大性、緊急性、確信度が引き下げられることはほとんどなく、いずれも高められている。

表 3-6 気候変動影響評価の結果一覧

重大性(前回)			重大性(今回)			緊急性、確信度		
●	◆	—	●	◆	—	●	▲	■
● :特に大きい ◆ :「特に大きい」とはいえない — :現状では評価できない	● :特に重大な影響が認められる ◆ :影響が認められる — :現状では評価できない	● :特に重大な影響が認められる ◆ :影響が認められる — :現状では評価できない	● :高い ▲ :中程度 ■ :低い — :現状では評価できない					
分野	大項目	No.	小項目	前回(2015) 重大性 緊急性 確信度	今回(2020) 重大性 緊急性 確信度	報告書[詳細]		
自然災害・沿岸域(88→136)	河川	411	洪水	● ● ●	● ●	●	●	p. 180-
		412	内水	● ● ▲	● ● ●	● ●	●	p. 188-
	沿岸	421	海面水位の上昇	● ● ▲	● ● ●	● ●	●	p. 192
		422	高潮・高波	● ● ●	● ● ●	● ●	●	p. 196-
		423	海岸侵食	● ● ▲	● ● ●	● ▲	●	p. 200-
	山地	431	土石流・地すべり等	● ● ▲	● ● ●	● ●	●	p. 204-
	その他	441	強風等	● ● ▲	● ● ●	● ●	▲	p. 211-
	複合的な災害影響	451	—					p. 214-
	冬季の温暖化	511	冬季死亡率等	◆ ■ ■	◆ ◆ ▲	▲ ▲	▲	p. 220
	暑熱	521	死亡リスク等	● ● ●	● ● ●	● ●	●	p. 223-
		522	熱中症等	● ● ●	● ● ●	● ●	●	p. 226-
	感染症	531	水系・食品媒介性感染症	— — ■	◆ ◆ ▲	▲ ▲	▲	p. 230
		532	節足動物媒介感染症	● ● ▲	● ● ●	● ●	▲	p. 232-
		533	その他の感染症	— — —	◆ ◆ ■	■ ■	■	p. 235-
	その他	541	温暖化と大気汚染の複合影響	— ▲ ▲	◆ ◆ ▲	▲ ▲	▲	p. 237-
		542	脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	— ● ■	● ● ●	● ●	▲	p. 240-
		543	その他の健康影響		◆ ◆ ▲	▲ ▲	▲	p. 242-
国民生活・都市生活(36→99)	都市インフラ、ライフイン等	711	水道、交通等	● ● ■	● ● ●	● ●	●	p. 280-
		721	生物季節・伝統行事等	◆ ● ■	● ● ◆	● ●	●	p. 284-
	文化・歴史などを感じる暮らし		地場産業等	— ● ■	— —	● ●	▲	
	その他	731	暑熱による生活への影響等	● ● ■	● ● ●	● ●	●	p. 288-

引用：環境省『気候変動影響評価報告書 総説』（甲 B 1 4 6 ・ 4 4 頁）

しかし、現実には、2020年時点のこの予測ですら甘すぎたのであり、2025年時点においては、気候変動は、2020年当時の厳しい予測よりもさらに深刻化している。

このように、気候変動による危害発生の蓋然性、予見可能性、危害の程度・重大性には疑いの余地がなく、現実には刻々と悪化が進んでいる。

5 小括

本書面では、気温上昇に伴う生命健康への影響について、医学的知見及び疫学的知見を整理した。そして、このうち気温上昇に伴う熱中症や熱疲労による健康被害・死亡リスクにかかる医学的知見については、遅くとも2000年代には明らかにされており、その後の気温上昇に伴って、熱中症等による死亡リスクが高まることが懸念され、その対策等の研究がなされていた。

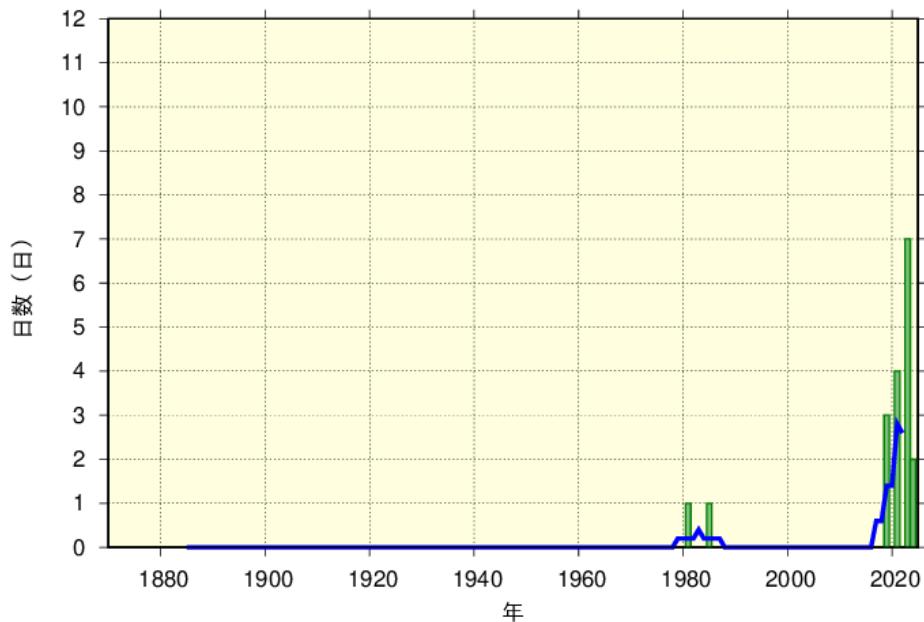
しかしながら、これまでに主張してきたように温室効果ガスの大量排出は続き、気温上昇は止まらず、その結果、熱中症による死亡や熱闘連死の数は増加していったものである。現時点でもその被害は甚大であるが、今後も被告らをはじめとする温室効果ガスの大量排出事業者による温室効果ガスの排出削減が実現されないとすれば、その影響は更に深刻化し、様々な形で気候変動・気温上昇に伴う被害が顕在化・深刻化することが確実である。

その上、深刻化のスピードは増しており、わずか5年前の2020年時点で、21世紀末に起こると考えられた極端現象が、すでに2025年までに生じている。

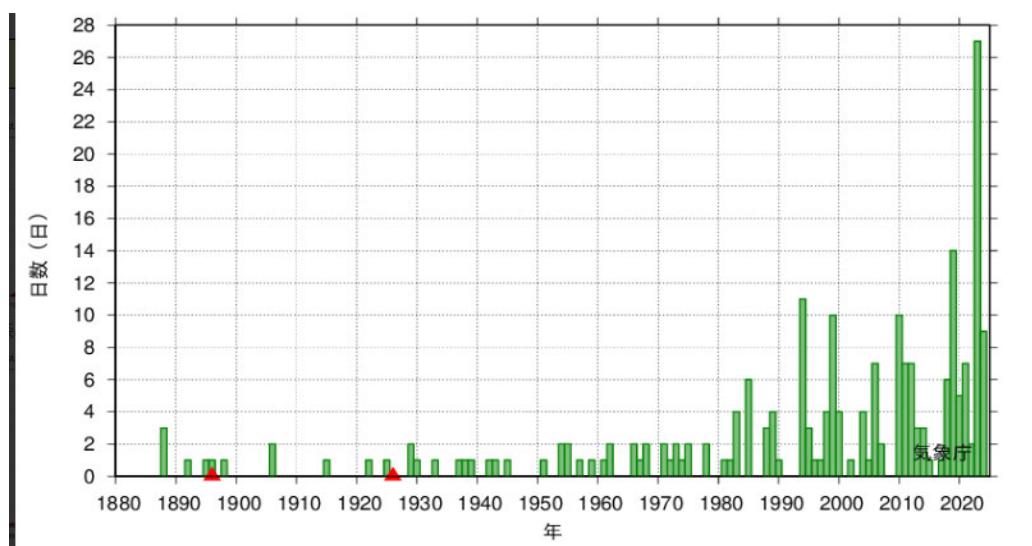
我が国を代表する発電事業者である被告らは、温対法の施行（1998年）及び同法に基づく温室効果ガスの排出量の算定報告制度等を通じ、当然に自社及び他社の温室効果ガスの排出量を認識し、累積的な温室効果ガスの排出によって、気温上昇が加速することを認識しうべき立場にあつた。そうである以上、上記健康被害の発生・深刻化等について、早期に、率先して取り組むべき地位にあつたことは明らかであるが、1.5℃の気温上昇が目前に迫ったいまも被告らを含めた温室効果ガスの大量排出事業者らによって、国内外で大量の温室効果ガスの排出が続いている。

原告ら第3準備書面の繰り返しとなるが、いま具体的かつ実効性をもつた温室効果ガスの排出削減に取り組まなければ原告らの生命健康等が侵害されることは回避できない状態にあることをあらためて強く主張する。

図 各都市における熱帯夜の増加の状況
(札幌市²)



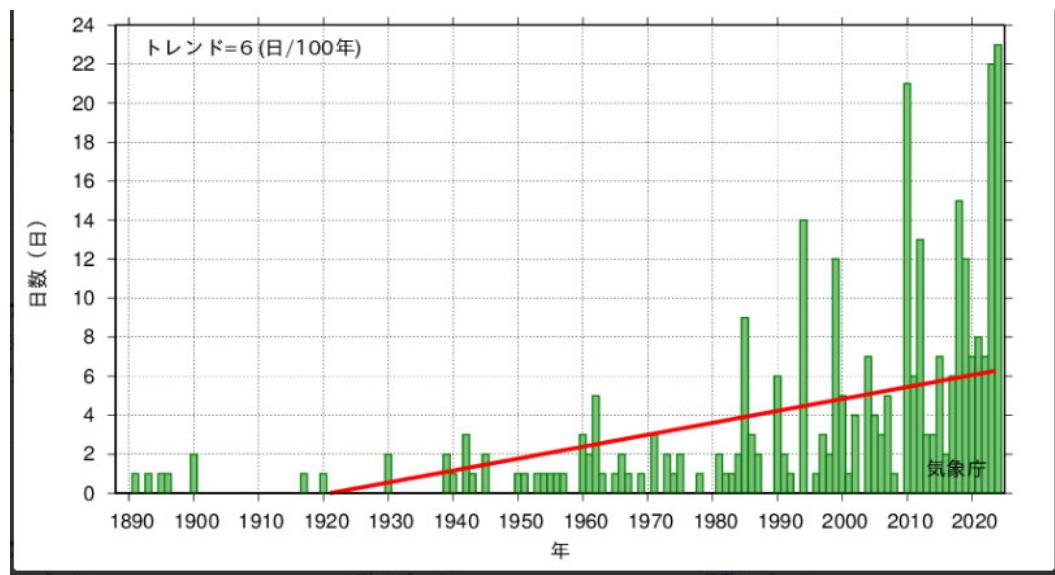
(秋田市³)



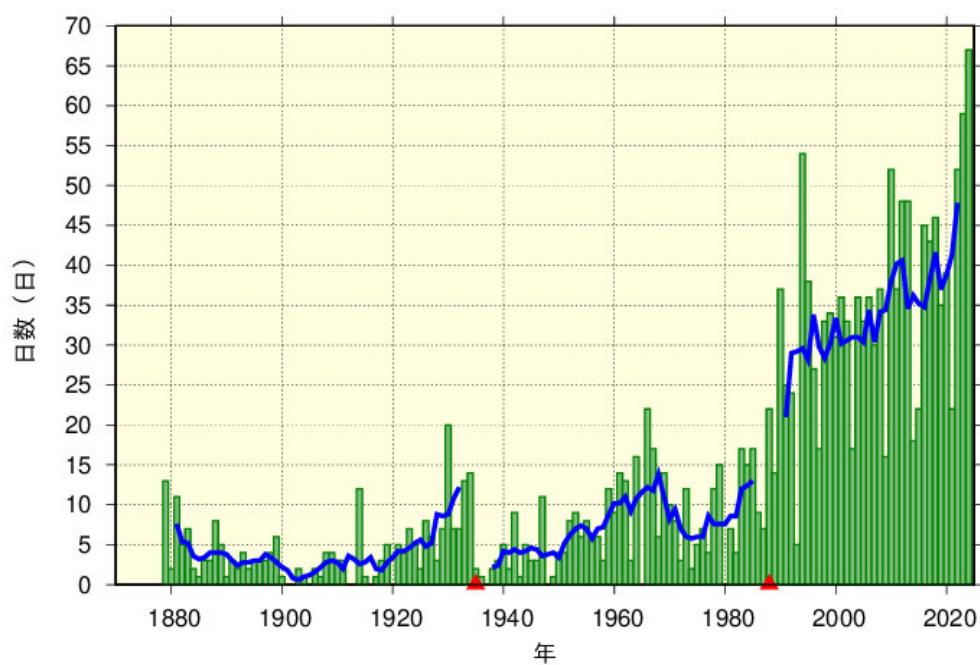
² 気象庁「大都市における熱帯夜日数の長期変化傾向」(https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/himr/himr_tminGE_25.html)

³ <https://www.data.jma.go.jp/sendai/knowledge/climate/region/tohoku/observation.html>

(福島市⁴)



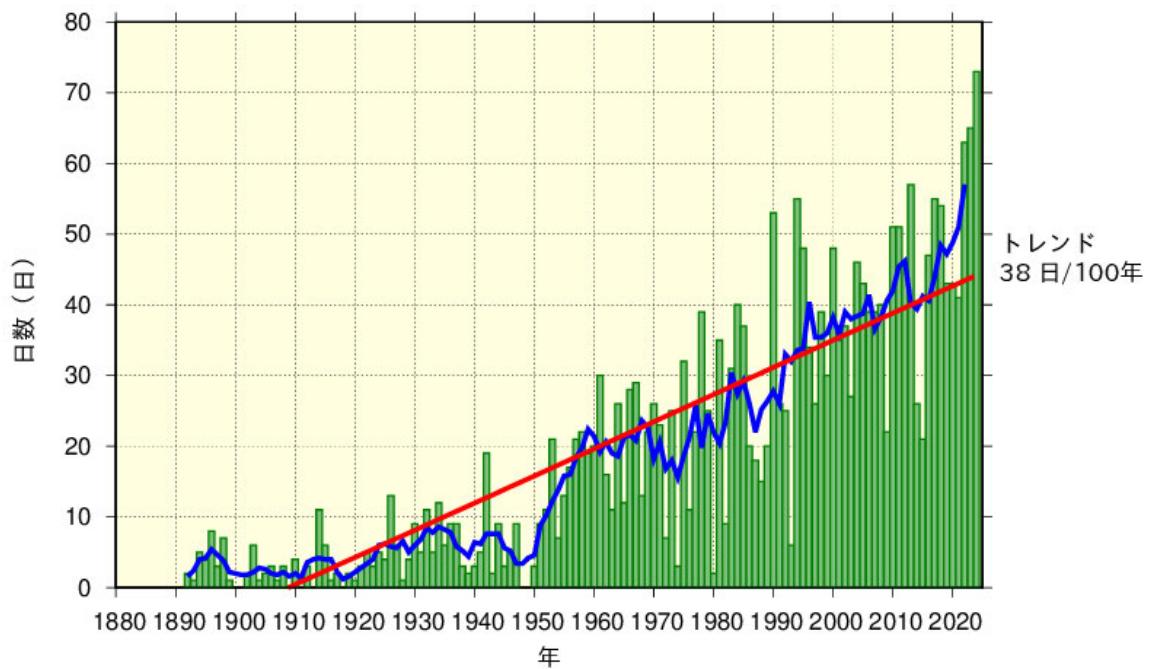
(広島市⁵)



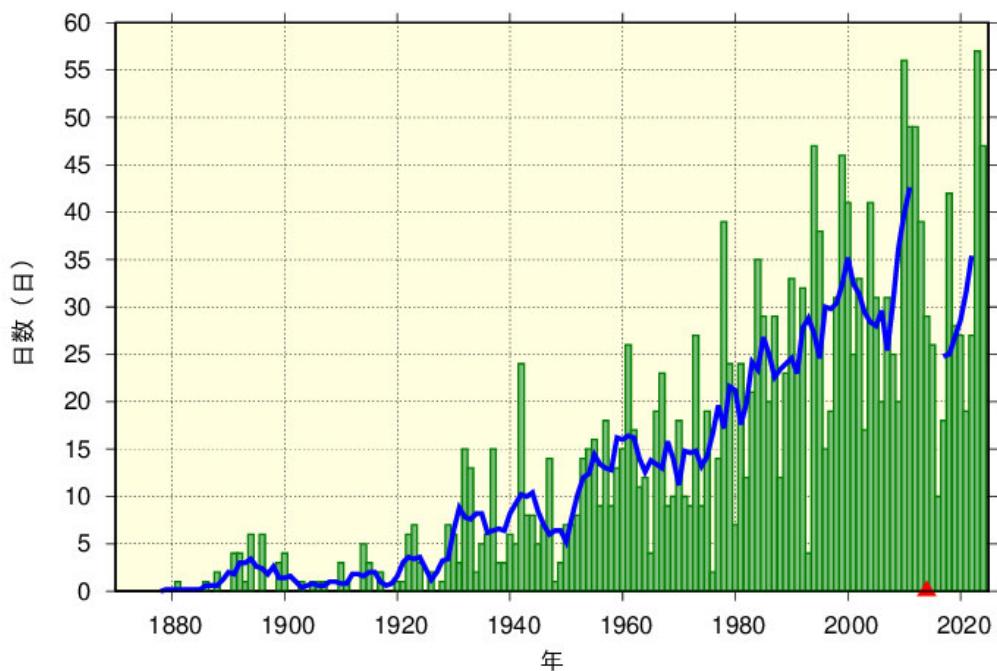
⁴ 同前注

⁵ https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/himr/himr_tminGE25.html

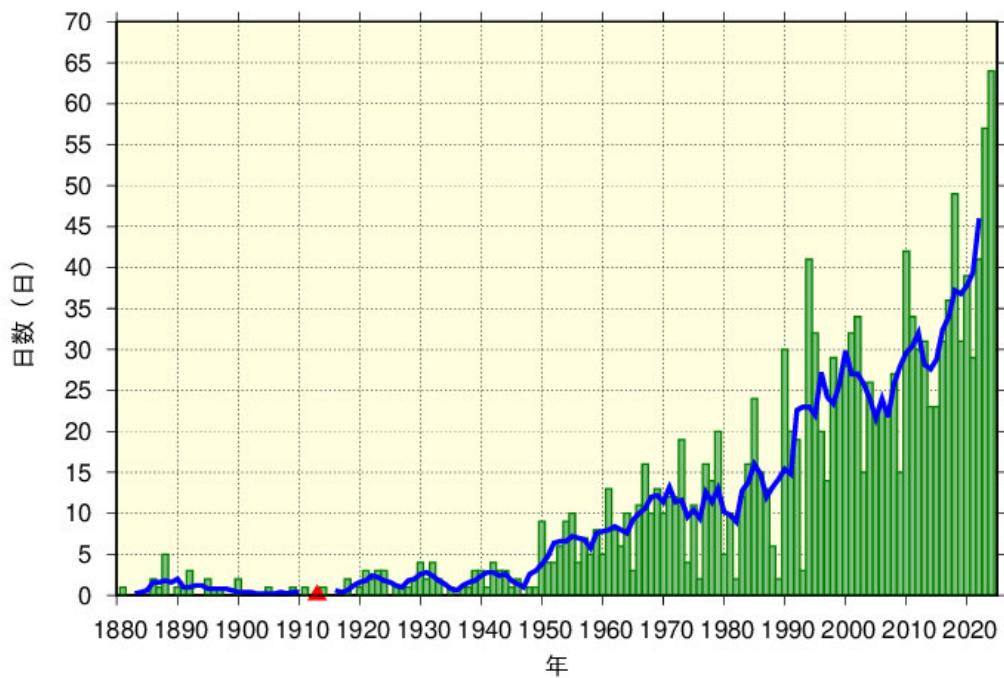
(福岡市)



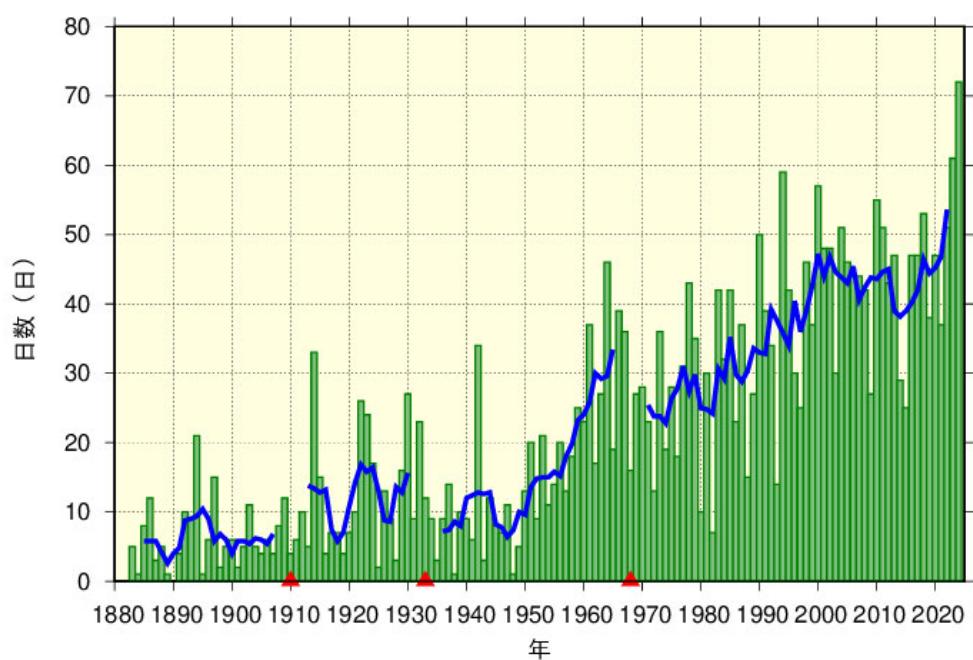
(東京)



(京都)



(大阪)



第3 I C J勧告的意見が示した重大な危害の発生防止義務の枠組み

1 オランダ最高裁判決による危険な気候変動の影響を防止する国家の義務

いわゆるアジェンダ事件に関する2019年12月20日のオランダ最高裁判決（甲A8）は、2015年6月のハーグ地裁判決を基本的に是認したものであるが、今回のI C J勧告的意見につながるもので、これまでの世界の気候変動に関する人々の生命健康に対する権利と家庭生活における権利への影響の観点から気候系⁶を保護すべき国家の義務について司法判断の基礎となる重要な先例となってきた。同判決は、気候変動が以下のように生態系へ影響し、また、人の生命・健康を危険にさらし、人命の損失等をもたらすこと、また、世界平均気温の1℃から2℃の気温上昇でも、ティッピング・ポイント（臨界点）を超えて変化が急速に起こりうることを指摘して、それは「差し迫った危険」であり、この差し迫った危険に対して国の適切な措置を講じる義務を認め、その義務は危険の現実化を防止する義務であるとした。人類共通の問題である気候変動に関する判断であり、本件においても判断の基礎となるものであるため、その内容を確認する。

「4. 2 CO₂が排出される化石燃料の燃焼による温室効果ガスの排出は、大気中のこれらの温室効果ガスの濃度を高める。その結果、地球は温暖化する。このような温暖化は様々な有害な帰結をもたらす。地域的に、極端な暑さ、極端な干ばつ、極端な降水量その他の極端な気象現象をもたらす。温暖化はまた、氷河や極地近辺の氷冠を溶解させ、海面水位の上昇をもたらす。これらはすでに、ある部分はまさに現在、生じている。このような温暖化は気候変動をもたらし、その結果、地球や地球のある地域の気候を突然、包括的に変える（いわゆるティッピング・ポイン

⁶ 「気候系」(climate system)とは、「大気圏、水圏、雪氷圏、岩石圏、生物圏の5つの主要な構成要素とそれらの相互作用からなる地球システム」を指し（I P C C 第6次評価報告書第1作業部会用語集122頁）、「気候」よりも広い概念である。

ト)。このことは、とりわけ、例えば食料供給を危うくし生態系に広範囲にわたる被害、生活領域や生息環境の損失、健康を危険にさらし、人命の損失などをもたらす。」(甲 A 8・20 頁)

「4. 6 温室効果ガス削減の必要性はますます緊急性を増している。あらゆる温室効果ガス排出が大気中の当該ガスの濃度を上昇させ、450 ppmおよび430 ppmという決定的な濃度に至ることに寄与する。残された排出許容量（2. 1 (7) で述べた「カーボン・バジェット」）は限られているため、いかなる削減の遅延も、限度内に排出量をとどめるために、将来、より厳しい排出削減が求められる。

UNEPは毎年の年次報告書で、各国提出の排出削減目標－各国が目標を達成する前提に立ってーと求められる排出量との差異について言及している（2. 1 (22) で述べた「排出ギャップ」）。2017年のUNEP年次報告書は、パリ協定に照らして、温室効果ガスの排出削減はこれまで以上に一層緊急性が増していると述べている。」(甲 A 8・21 頁。下線部は原告ら代理人。以下同じ)

「4. 7 控訴審裁判所は、判決理由第45項（r o v. 45）で、上述の事実に照らし、「現代世代の住民が生命を失いまたは家庭生活に混乱がもたらされる深刻なリスクに至る危険な気候変動の現実の脅威が存在する」という十分に理解できる結論に導いた。控訴審はまた（r o v. 37 で）、『地球上の温室効果ガス排出が適切に削減されなければ、オランダ国民の現代世代、とりわけ若者（若者だけに限らないが）は、その一生のうちに気候変動の悪影響を受けうることは明らか』とも判示した。」(甲 A 8・21 頁)

「5. 2. 2 E C H R 第2条は生命に対する権利を保護する。確立したE C t H R の判例によれば、この条項は自国の管轄下にある人の生命を保護するために適切な措置を積極的にとるべき締約国の義務を定めたものである。判例によれば、この義務は、政府自身あるいは他の主体によるかを

問わず、とりわけ問題の状況が危険な産業活動及び自然災害を含む状況にも適用される。E C t H Rには、自然や環境災害に関連した国の行為や怠慢に關しても、E C H R第2条に違反するとしたいくつもの判例がある。

人々への『現実で切迫した危険』が存在し、問題の国がこれを認識しているときに、適切な措置を講じる義務が生じる。この文脈においては、『現実で切迫した危険』とは、真正で切迫した危険という意味である。『切迫』とは、その危険が実現されるまでの期間が短期間でなければならないという意味での即時性をいうのではなく、むしろ、問題の危険がそれに巻き込まれる人々を直接脅かすという意味である。E C H R第2条による保護は、長期間をかけることによって現実化する危険をも射程に含むものである。」（甲A8・22頁）

「5. 2. 3 E C H R第8条は私生活および家族生活の尊重を受ける権利を保護する条項である。この条項は環境に関する問題にも適用される。E C H Rは一般的な生活環境の保護の権利を含んでいないが、E C t H Rの確立した判例によれば、環境の危難の現実化によって人の生活が直接の影響を受け、かつそれが十分に深刻なものであれば、その人の健康が危険な状態になくともE C H R第8条の保護は導かれる。判例によれば、環境問題が生じたとき、E C H R第8条は、彼らの環境に生じ得る深刻な被害から人々を保護するために合理的で適切な措置を講じる積極的な義務を包含している。E C t H Rは、環境への被害についてのいくつかの事案で、同条違反を認めている。このような措置を講じる義務は、個人の幸福な生活に影響し得るもので、彼らの個人生活や家庭生活に悪影響を及ぼすような態様で、楽しい家庭生活を妨げるおそれのある深刻な環境汚染のリスクがある時に認められる。このリスクは短時間に生じる必要はない。」（甲A8・22頁）

「5. 3. 2 E C H R第2条および第8条による義務は、当該危険が具現化するか否かが不確実であっても、当該危険に対応する予防的措置を講

じる国の義務を含む。このことは予防原則に整合するものである。5.

2. 2 および 5. 2. 3 で述べた『現実で切迫したリスク』の存在が明らかであれば各国は、『評価の余地なく』、適切な措置をとる義務を負う。各國は、実際に合理的で適切な措置であれば、とるべき方策の選択は自由裁量に委ねられる。

E C H R 第 2 条および第 8 条に基づき、差し迫った危険に対して適切な措置を講じる義務は、いわゆる緩和策（危険の現実化を防ぐための措置）及び適応策（現実化した危険の影響を減殺又は和らげる措置）を含む。E C t H R の判例によれば、適切な措置とは、当該事案の状況による。」（甲 A 8・23 頁）

2 国際司法裁判所（I C J）の勧告的意見の背景

（1） 1. 5 °C目標の重要性と気温上昇が 1. 5 °Cに迫る現実

上記アジェンダ事件についてのハーグ地裁判決から 10 年目の 2025 年 7 月 23 日に公表された国際司法裁判所（I C J）の勧告的意見（甲 A 26 の 1、同 26 の 2）に至るその後の背景として、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）による産業革命以降の二酸化炭素の累積総排出量と地球の平均気温の上昇が比例関係にあるとの報告を踏まえて、2015 年、世界の平均気温の上昇を、2 °C を十分下回り、1.5 °C に抑える努力を追求することを目的とするパリ協定（甲 A 2）が採択され、また、その後の 2021 年 11 月、第 26 回国連気候変動枠組条約（甲 A 1）締約国会議（C O P 26）で、1.5 °C に抑えることを追求するとするグラスゴー気候合意（甲 A 3）が採択された。これは、地球規模で気候変動の影響が深刻化しており、人間活動が当時既に約 1.1 °C の温暖化を引き起こしていること、及び影響が既にすべての地域で感じられていることに警告と最大限の懸念を表明し、気候変動の影

影響は1.5°Cの気温上昇の方が2°Cの気温上昇に比べてはるかに小さいことを明らかにした2018年のIPCC1.5°C特別報告書（甲A3の1、3の2）を受けたものである。さらに、2023年にパリ協定第14条2項に基づく第1回グローバルストックテイクにおける決定（甲A13の1、13の2）において、1.5°C目標の実現には2030年までに温室効果ガスの排出を世界全体で2019年比43%、2035年に60%、2040年に69%削減、2050年頃までにCO₂正味排出ゼロを実現する必要があるとのIPCC第6次評価報告書統合報告書（Synthesis Report for the Sixth Assessment Report、以下「AR6SYR」）という。（甲B6）の指摘が明記された。しかしながら、現在の各国の削減目標を足し合わせても、2.8°Cの気温上昇が見込まれ（甲B144、B144の2・国連環境計画「Emissions Gap Report 2025」）⁷、世界平均気温は既に1.1°C上昇しており、2025年から2029年までの5年間において、1850年から1900年の平均気温を1.5°C上回る可能性が高いとの分析がある（甲B145、B145の2・世界気象機関「WMO Global Annual to Decadal Climate Update 2025-2029」）⁸。

（2）国連総会によるICJに対する勧告的意見の提出要請

このような中で、既に取り返しつかない影響を受けている国や人々が存在する。その一国であるバヌアツなど132カ国の支持を受け、国連総会は総意をもって、2023年3月29日、ICJに対し、（a）国家は、国家及び現在・将来世代のために人為的な温室効果ガスの排出から気候系及び環境のその他の部分の保護を確かなものとするため、どのような国際法上の義務を負うか、（b）国家が作為・不作為により気候系及び環境のその他の部分重大な損害を生じさせた場合、以下の点に

⁷ 国際連合環境計画（UNEP）「Emissions Gap Report 2025」
<https://www.unep.org/resources/emissions-gap-report-2025>

⁸ 世界気象機関（WMO）「WMO Global Annual to Decadal Climate Update 2025-2029」
https://wmo.int/sites/default/files/2025-05/WMO_GADCU_2025-2029_Final.pdf

関して当該国家に生じる法的帰結はどのようなものか。(i)地理的な状況及び開発の水準に照らし、気候変動の悪影響により被害を受け、若しくは特別に影響を受け、又は脆弱な国家、特に小島嶼開発途上国 (ii) 気候変動の悪影響により影響を受ける現在及び将来の世代の人民及び個人」について勧告的意見の提出を要請する決議を採択し、公表した（甲 A 3 0）。この経緯は、国立環境研究所社会システム領域主幹研究員の久保田泉氏による「法の支配に基づく新たな気候変対策時代の幕開け—国際司法裁判所の勧告的意見を読み解く」（甲 A 3 1）に詳しい。

3 勧告的意見が示した国家の義務の内容

(1) 国際慣習法に基づく重大な危害の発生防止義務とその義務は気候系にも適用されること

I C J は本勧告的意見で、気候関連条約及び人権条約等に基づく国家の義務に加え、「気候系および他の環境を人為的な温室効果ガスの排出から保護する」との文脈における国際慣習法上の防止義務の要素」を具体的に特定した。すなわち、国家は国際慣習法に基づき「気候変動の文脈における環境への重大な損害の防止義務」を有し（甲 A 2 6・パラグラフ 2 7 3、以下、特記のない限り I C J 勧告的意見のパラグラフ番号を示す）、その義務は「相当な注意 (due diligence) をもって行動する義務」である（1 3 5）と明示している。

(2) 上記国家の環境への重大な損害の防止義務に人為的な温室効果ガスの排出から気候系を保護する義務が含まれること

I C J は、「防止義務が生じるためには、環境に重大な損害が生じるリスクが存在しなければならない」が、国家は、「まだ損害は生じていないが将来重大な損害が発生するおそれがある場合、または既に何らか

の損害が発生しており、さらに重大な損害が発生するおそれがある場合、重大な損害を防止する義務を負う」（274）としている。地球温暖化による気候変動がもたらす影響は、まさに「既に何らかの損害が発生しており、さらに重大な損害が発生する」という後者の段階にあることが科学によって高い確度で明らかにされているものであり、国家の防止義務の必要性もそこにあることはいうまでもない。

特に重要な点は I C J の勧告的意見は、質問（a）について、気候変動の深刻かつ広範囲に及ぶ影響は緊急的かつ継続的な脅威であり、「環境は人間生活の基盤であり、現在および将来の世代の健康と幸福はこれにかかって」おり、従って「環境の保護は…人権の享受の前提条件であると考える」とし（373）、「海面上昇、干ばつ、砂漠化、自然災害などの事象を通じて個人の健康や生活に与える影響を含む気候変動の悪影響は、特定の人権の享有を著しく損なう可能性があると考える」（376）とし、気候系及びその他の環境の保護なしには人権の完全な享受を確保できないことを示した（372～386）。

更に、「清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利」について、いくつかの地域の人権条約がこの権利を認めていること（390）、国連総会で2022年7月28日の決議において、「清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利を人権として認める」と明記するなどしたこと（392）を指摘した上で、「当裁判所は、清浄で健康的かつ持続可能な環境は、生命への権利、健康への権利、水・食料・住居へのアクセスを含む適切な生活水準への権利など、多くの基本的人権を享受するための前提条件であるとの見解である。清浄で健康的で持続可能な環境を享受する権利は、人権と環境保護との相互依存関係から生じる。したがって、人権条約の締約国がこれらの権利の効果的な享受を保障する義務を負っている限り、清浄で健康的で持続可能な環境に対する権利を人権として保障することなくして、これらの義務を果たすことは困難である

と考える。清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する人権は、他の人権の享有に内在するものである。よって、当裁判所は、国際法上、清浄で健康的で持続可能な環境に対する人権は、他の人権の享受に不可欠であると結論づける。』と判示した（393）。

そして、国際慣習法に基づく「環境に対する重大な損害を防止する義務は、環境の不可欠かつ極めて重要な一部を構成し、現在および将来の世代のために保護されなければならない気候系にも適用される」と述べ、「この義務の主な要素は、（a）防止すべき環境への危害および（b）求められる行動基準としての相当の注意（デューデリジェンス）である」ことを明らかにした（273）。

(3) 気候変動に係る重大な危害を防止する国家の法的義務は緩和（排出削減）、適応、協力の義務であり、なかでも緩和がその中核であること

気候変動に係る重大な危害を防止する国家の法的義務は緩和（排出削減）、適応、協力の義務であり、なかでも緩和がその中核であるとし、緩和義務の内容について、I C Jは、パリ協定の主要な気温目標はC O P 26で合意された1. 5°Cであり（224）、締約国は累積的な排出量への歴史的寄与度などをもとに、1. 5°C目標の達成に十分貢献できるN D C（Nationally Determined Contribution。国別貢献目標）を策定し、更新する法的義務を負うこと、その目標達成のために、国家の管轄または管理下にある公的及び民間事業者の活動の規制を含む国内緩和措置義務があることを確認し（252、403）、これらの義務の基準は厳しいものであることも確認した。

(4) 各国の義務はすべての当事者の義務（erga omnes partes）であること

これらの各国の義務はすべての当事者（erga omnes partes）の義務であること（440）を確認した。この点は本件訴訟において特に重要である。

4 義務の水準

(1) 危害発生の蓋然性が高く、危害が深刻なほど行動基準が厳しくなること

さらに I C J は、「ある活動が重大な危害のリスクを構成するかどうかは、『損害発生の蓋然性又は予見可能性とその深刻度又は規模』の両方に依存するため、『リスクと損害の程度を総合的に評価する』ことを含む要因を考慮して決定されるべきであり、「危害発生の蓋然性が高く、深刻であればあるほど、求められる行動基準はより厳しくなる」と判示した（275）。

本件訴訟は、被告ら発電事業者の二酸化炭素排出による気候変動がもたらす人権への重大な影響を防止する義務とその内容を問う訴訟であり、国家の義務についてのこれらの指摘は、被告ら発電事業者にもそのまま当てはまるものである。

(2) 気候変動による危害発生の蓋然性、予見可能性、危害の程度・規模の重大性には疑いの余地がないこと

ア I P C C の結論

本件訴訟においては、地球温暖化による気候変動の危険の重大性についての科学的知見を確認することが重要である。

すなわち、I P C C は、産業革命以降の人間活動による化石燃料からの累積的排出量と地球平均気温の上昇と直線的関係と平均気温の上昇による気候変動影響の激甚化の関係を明らかにした（I P C C 第5次評価報告書（甲B2）及び第6次評価報告書（甲B6））。この関係は、I P C C 第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約（甲B4）の図 S P M 1 0 （28頁）の表題にも「C O₂排出が1ト

ン増えるたびに地球温暖化が進行する」と端的に指摘されており、このことは、I P C C に加盟する世界 1 9 5 か国の政府が参加する総会で承認されているものである。

さらに、気温上昇を 1. 5 °C に抑える必要性について、I C J の本勧告的意見も、I P C C 1.5 °C 特別報告書（甲 B 3 の 1）において、「高い信頼度で、『1.5 °C の温暖化は、ほとんどの国家、コミュニティ、生態系、セクターによって『安全』とは考えられず、自然のシステムと人間のシステムに重大なリスクをもたらす』と結論付けた」ことを指摘している（83）。

イ RWEに対するドイツ・ハム上級裁判所判決等

危険な気候変動の予見可能性について、RWE 事件においてドイツ・ハム上級裁判所は、「公知の事実（民事訴訟法 291 条）によれば、エネルギー製造者の立場に置かれた最善の観察者は、すでに 1960 年代半ばには、温室効果ガスの人為的な排出が地球の温暖化とそれに伴う結果をもたらすことを予見できた」とも認めている（甲 A 29 の 3、2(3) (b) 32 頁）。

大気中の温室効果ガス濃度が 450 ppm 未満に留まれば、この目標が達成される可能性が高いと気候科学は述べている。2015 年頃から、さらなる洞察により、安全な気温上昇は 1.5 °C を超えるべきではなく、それに対応する温室効果ガス濃度の水準は 430 ppm を超えないことが示されている（5 頁）。現在、既に 425 ppm に達し、毎年 2 ppm を上回る速度で上昇している（甲 B 10・35 頁）。

CO₂ 排出が地球温暖化の進行、激甚化をもたらすことは、蓋然性を超え、疑う余地のない科学的事実であり、今日、危害発生の予見可能性も争点にならないほど、明らかである。

ウ 小括

以上の通り、IPCCの報告書や、海外裁判例に表れた科学的知見によれば、気候変動については、危害発生の蓋然性、予見可能性、危害の程度・規模の重大性については、いずれも疑う余地がない。

そうすると、気候変動については、「既に何らかの損害が発生しており、さらに重大な損害が発生するおそれがある場合」に該当する。

しかも、「損害発生の蓋然性又は予見可能性」が認められ、さらに時間経過とともに高まっている。また、「その深刻度又は規模」も認められ、その度合いは時間経過とともに大きくなっている。したがって、「求められる行動基準」は厳しい水準となる。

ICJの勧告的意見では、気候変動に係る守られるべき人権とその保護のための義務の内容について、明確な判断が示されたといえる。

5 国家の義務違反の法的帰結は履行義務と賠償義務であり、適切な履行を求めるために損害は要件でないこと

その上でICJは、質問（b）について、「気候系を含む環境への重大な危害を防止する相当な注意の履行において、これを履行しない国は、その責任を伴う国際的な不法行為を構成することになる」（409）とし、その法的帰結には、「損害の有無にかかわらず適用される停止義務と再発防止義務」、および損害の「完全な賠償」が含まれること（445）、「損害の原因は、責任の認定そのものの要件ではないこと」（433）を明らかにした。「国家責任を認定するためには、その行為が損害をもたらしかどうかに問わらず、国際法に違反する行為と、その行為が国家に帰属することが必要である」とし（433）、ここでは義務の履行を求めるために損害の存在は必要とされていないことに留意すべきである。

他方で、損害の賠償を求めるときには、「国家（あるいは国家群）の不法行為と、被害を受けた国家が被った特定の損害との間、または国際人権

法上の義務違反の場合には損害を受けた個人が被った特定の損害との間に、因果関係が確立されなければならない」（433）としているが、被害を受けていない国は、「違法行為の停止、再発防止の保証および保障……請求のみを行うことができる」（443）としているのもその趣旨である。

さらに、気候系に対する重大な影響を防止する気候変動緩和の義務はエルガオムネスの義務（対世効的義務）であるから、その義務違反に対する責任は、すべての締約国が主張することができる旨判示した（441）。

6 まとめ——I C J が示した気候変動に関する国家の義務の枠組み

I C J が示した気候変動に関する国家の義務の包括的な法的枠組みは、まとめると以下のとおりである。

第一に、適用される法の重層的性格について、I C J は、気候関連条約（気候変動枠組み条約、京都議定書、パリ協定）に加え、国際慣習法（環境への重大な損害を防止する義務、協力義務）、国際人権法、さらにはオゾン層条約、生物多様性条約、国連海洋法条約等の関連条約も気候変動に関する国家の義務の法源となることを確認した（113－173、407－409）。特に、気候関連条約が他の国際法規則を一般的に排除するものではないこと（特別法の問題）を明確にした（162－171）。

第二に、国家の義務の類型と内容について、パリ協定における国家の義務は、緩和、適応、協力（資金提供・技術移転・能力構築を含む）の三本柱から構成されることを確認した上で（223）、これらの義務には「結果義務」と「行動義務」の両面があり、両者は相互に補完・支援し合う関係にあることを明らかにした（228）。

第三に、1. 5°C目標と国が決定する貢献（N D C）について、I C J は、パリ協定の気温目標として1. 5°Cを「締約国が合意した主要な気温

目標」と位置づけ（224）、各締約国は、この1.5℃目標の達成に適切に貢献できる最高水準の野心を反映したNDCを累次的・前進的に策定、通報、維持する結果義務を負うことを明示した（234－236、242、249）。この際、締約国のNDC策定に係る裁量権は限定的であり（245）、単に形式的にNDCを作成・提出するだけでは義務の遵守として不十分であること（236）明らかにした。

第四に、国内緩和措置義務について、パリ協定第4条第2項に基づく国内緩和措置を遂行する義務は行動義務であるが、その履行においては、民間事業者が行う活動を含め、厳格な相当の注意（*due diligence*）の基準に従って評価されることを明らかにした（251－254）。すなわち、現在の科学的知見に照らせば、注意義務の基準は極めて厳格なものとなる（254）。これは国のNDCに関する注意義務の水準を示すものである。

第五に、国際慣習法上の重大な環境損害の防止義務について、ICJは、国家は、自国の管轄下または管理下で行われる活動が気候系および環境のその他の部分に重大な損害をもたらすことを防止するため、相当の注意（*due diligence*）を払って行動する義務を負うことを確認した（272～300）。この義務は気候変動の文脈に適用され、その基準は「厳格」であるとされた（138、280）。

第六に、民間事業者の規制義務について、ICJは、国家の義務には民間事業者の活動を規制する義務が含まれ（428）、化石燃料の生産、消費、化石燃料探査許可の付与、化石燃料補助金の提供等、国家が、温室効果ガス（GHG）の排出から気候システムを保護するための適切な措置を講じないことは、国際法違反行為を構成することを明記した（427）。国家は、管轄下の民間事業者による排出量を制限するために必要な規制措置や立法措置を講じなかった場合、責任を負う可能性がある（428）。日

本の対策措置においてはこの観点から特に吟味されることになるであろう。

第七に、対世効的義務 (*erga omnes*) について、気候系への人為的温室効果ガス排出による被害を防止する義務は、すべての国の義務 (*erga omnes*) であり、気候関連条約に基づく義務もすべての当事者の義務 (*erga omnes partes*) であることを判示した (440)。これにより、すべての締約国は、他の国がこれらの義務を履行しない場合、その責任を問うことができる (441-442)。

第八に、国家責任と法的帰結について、I C J は、上記義務に違反する国際法上の不法行為を行った国家は、①履行を怠った義務を履行する継続的義務、②違法行為の中止義務、③再発防止の保証・担保を提供する義務、④完全な賠償（返還、賠償、満足）を行う義務を負うことを確認した (444-455、457)。環境損害に対する賠償は、環境そのものの損害（回復前の期間における環境財やサービスの減損または喪失を含む）に対しても認められる (453)。

以上のとおり、本勧告的意見は、パリ協定の 1.5℃目標を達成するための最大限の野心を示す N D C を策定することが国家の結果義務であること、その目標を実現するための国内緩和措置義務は民間事業者の行動を規制することを含む行動義務であること、そしてこれらの義務が対世効的性格を有し、すべての国がその履行に法的利益を有することを国際法上明確に確認したものであり、民間企業の CO₂排出削減義務を主張する本件訴訟においても重要な法的根拠となるものである。

これらの国家の義務は被告らの義務でもあることについては後述する。

以上を図示すると以下のようになる。

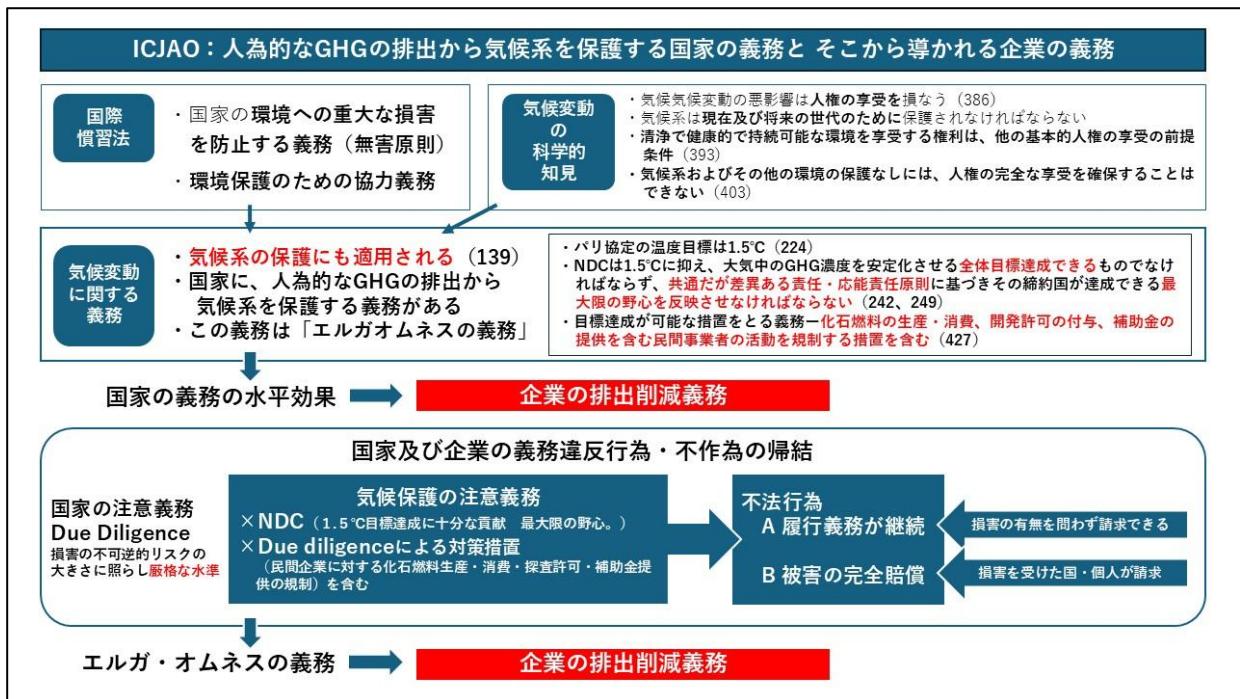


図 I C J 勧告的意見が示した気候系保護義務の枠組み

7 排出削減義務の削減水準

(1) 気候変動による人権への重大な影響を回避するための排出削減の経路

I P C C の報告によれば、緩和経路に関する国際社会および気候科学におけるコンセンサスは、2010年と比較して2030年までに世界のCO₂排出を正味45%削減し、2050年までに正味100%削減する緩和経路が、危険な気候変動の最も深刻な影響（すなわち、地球温暖化を最大1.5°Cに抑える）を回避する可能性を最大化することである。2018年のI P C C 特別報告書「1.5°Cの地球温暖化」の「政策決定者向け要約」には以下のように記載されている（甲B3の1・18頁）。

「C 1. オーバーシュートしないまたはオーバーシュートを伴って地球温暖化を1.5°Cに抑えるモデルの〔排出〕経路においては、世界全体の人為起源のCO₂の正味排出量が、2030年までに、2010年水

準から約45%（四分位範囲40～60%）減少し、2050年前後に（四分位範囲2045～2055年）に正味ゼロに達する。」

さらに、「気候変動2022：気候変動の緩和。IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書」の「政策決定者向け要約」には以下のように記載されている（甲B5・19頁）。

「C. 1. 2（中略）オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C(>50%)に抑える経路では、世界全体の正味CO₂排出量は、2019年のモデル化された排出量に比べて、2030年に48%[36～69%]、2040年に80%[61～109%]減少する。」

IPCCだけでなく、UNEPもIEAも、今後の10年間の削減の経路が決定的に重要であることを述べており、シェルに対するハーグ高裁もこれを引用して強調している。

（2）ICJ勧告的意見によれば、日本にはIPCC第6次評価報告書で求められたものより高い水準の削減が求められること

ICJは、1.5°Cという閾値について、パリ協定の下での世界平均気温の上昇を抑制するための、締約国が合意した主要な気温目標は1.5°Cであるとした。また、各国のNDCは、パリ協定の温度目標である世界の平均気温の上昇を1.5°C未満に抑えること（パラグラフ224）に貢献し「最高水準の野心を反映した」ものでなければならないことを明らかにした（246）。

その水準とは、IPCC第6次評価報告書統合報告書（甲B6）による経路であることは、オーバーシュートせず、又は限られたオーバーシュートで1.5°C目標を実現するための残余のカーボン・バジエットを踏まえた削減経路である。それは、すなわち、COP28で確認された

COP28決定（甲A13の1、13の2）で認識するとされた急速な削減が必要であり、2050年までに二酸化炭素をネット・ゼロに到達させるとする前記の経路である（243など）。

（3）全体での削減分の各国の分担

ア I C J 勧告的意見の見解

I C J の本勧告的意見は、気候変動枠組み条約の基本原則である「共通だが差異ある責任とそれぞれの能力」の原則に基づき、温室効果ガスの累積排出量に対する過去の貢献度、開発レベル、国情によつて異なり、「経済、人的資源、物的資源が十分に発達し、高度に発展した統治システムと構造を有する国家に期待される注意の程度は、そうでない国家とは異なる」とこと、「より大きな能力と十分な資源を有する国は、そうでない国家よりも多くのことを行う必要がある」とことを明記している（国際海洋法裁判所（I T L O S。パラグラフ123参照）の、海洋環境への危害を防止する義務の履行についての記述を引用したもの。パラグラフ291）。日本は気候変動枠組み条約の付属書I国（先進国）であり、G7に所属する国でもあり、しかも、過去の累積排出量への寄与も多いことから、I P C C 第6次評価報告書統合報告書で示された前記水準よりも大きな削減経路が求められるとするものである。少なくとも、その水準を下回ることはない。

イ 各国裁判例

① オランダ最高裁判所判決（2019年）の見解

オランダ最高裁（甲A8）は、I P C C 第5次評価報告書のもとの2020年の排出削減目標をめぐる訴訟であるが、「7. 5. 1（中略）気候科学および国際社会において、広範なコンセンサスがある（上記7. 2. 11、7. 3. 6参照）。適切な法的保護と

は、このコンセンサスが E C H R 第 2 条および第 8 条によって国に課される積極的義務を履行するにあたって想起されうることを意味する。2020 年に少なくとも 25 % の削減を達成すべきとの目標は、国自体が他の年次（2030 年、2050 年、2010 年（上記 7. 4. 1 – 7. 4. 5 参照））にとっても必要とする目標に一致している。それゆえ、E C H R 第 2 条および第 8 条のもとで危険な気候変動を防ぐための適切な措置をとるべき国の積極的義務の内容として、この目標は絶対的に最小限のものであるとされるべきである。国は、この目標を逸脱しても責任に適っているとする主張（上記 7. 4. 6 参照）について十分説明できていない以上、国は 25 % 目標を遵守しなければならない。」（甲 A 8・37 頁）と指摘して、「最終的な目標達成のための削減措置を講じるのが遅れるほど、削減措置はより包括的で費用がかかるものとなることは、気候科学および国際社会で広く共通の認識となっている。対策を先送りすることでティッピング・ポイントに達し、その結果として生じる突然の気候変動のリスクもより大きくなる。こういった一般的に支持されている観点から、国は、提案する 2020 年以降に加速的に削減することで、2030 年および 2050 年目標の達成が可能かつ十分に効果的であること、よって 2 °C 目標および 1.5 °C 目標の達成を保持できるとする根拠を説明するはずだった。しかしながら、国はその説明をしていない。」（甲 A 8・5 頁）として、国は国際的に認められている、2020 年までに少なくとも 25 % の削減を行う義務について、いかなる事情があっても遵守すべき旨、判示したハーグ高裁の判断を支持した。

② 欧州人権裁判所判決（2024 年）の見解

欧州人権裁判所大法廷は、2024 年 4 月 9 日、スイス気候シニアの会事件について、国家の温室効果ガス排出削減義務の根拠及び

内容を判示した。本判決は、気候変動に関する国の不作為が人権条約に違反すると国際裁判所が認定した世界初の判決であり、16対1の多数決により欧州人権条約第8条違反が認定された（甲A18の1、2）。

同裁判所は、欧州人権条約第8条から「国家当局による気候変動の深刻な悪影響からの個人の生命、健康、福祉及び生活の質に対する効果的保護を受ける権利」を導き出した（同事件判決パラグラフ544）。そして、気候変動の悪影響の緊急性、結果の深刻さ及び不可逆性のリスクを考慮し、「気候保護がいかなる競合する考慮事項との比較衡量においても相当な重みを持つべきである」と判示した（542）。

また、国家の積極的義務について、裁判所は「国家の主たる義務は、気候変動の既存の及び潜在的に不可逆的な将来の影響を緩和することができる規制及び措置を採用し、かつ実際に効果的に適用することである」と明示した（545）。さらに、国家の裁量については、気候変動対策の「必要性及び目標設定」については縮減される一方、「手段の選択」については広い裁量が認められるという二元的構造を示した（543）。

そして、裁判所は、国家の排出削減義務の具体的な内容について、「条約第8条によって保護される権利の効果的な尊重は、各締約国がそれぞれのG H G排出レベルの実質的かつ漸進的な削減のための措置を講じ、原則として今後30年以内にネット・ニュートラリティに到達することを視野に入れることを要求する」と判示した（548）。さらに、将来世代への不均衡な負担を回避するため、「即時の行動が必要であり、適切な中間的削減目標が設定されなければならない」とした（549）。

さらに、国の義務履行の審査にあたり、裁判所は5つの要素を示した。すなわち、(a) カーボン・ニュートラリティ達成の目標タイムライン及びカーボン・バジェット等の設定、(b) 中間的GHG排出削減目標及び経路の設定、(c) 目標遵守の証拠提供、(d) 最良の証拠に基づく目標の継続的更新、(e) 適時かつ一貫した方法での立法・措置の実施、である（550）。さらには、裁判所が「カーボン・バジェット又はその他の方法により国内GHG排出制限を定量化することなく、気候変動に関する効果的な規制枠組みを整備することができるとは考えない」と明言した（570）点に注目する必要がある。

加えて、同裁判所は、スイス政府について「関連する国内規制枠組みを整備する過程において、いくつかの重大な欠缺が存在した。これには、カーボン・バジェット又はその他の方法により国内GHG排出制限を定量化することの懈怠が含まれる」と認定し、「関連する立法上及び行政上の枠組みの策定、発展及び実施に関して、適時に、適切かつ一貫した方法で行動しなかったことにより、被告国はその裁量の範囲を超え」たと結論づけた（573）。

本判決は、国家が気候変動対策について法的義務を負うこと、その義務にはカーボン・バジェット等による排出制限の定量化及び中間目標の設定が含まれること、並びに過去の目標未達成が義務違反を基礎づけうることを明らかにしたといえる。

8 国家の義務違反に対する法的帰結

I C Jは、国際的な不法行為は、国のN D Cの策定、通報、実施に関する手続上の義務違反から、例えば、重大な危害を防止するための注意義務に基づき温室効果ガスの排出を規制しないなど国際慣習法違反や、環境影

響評価を実施しないことまで幅広い（444）が、一般論として、国家の義務の違反は、国家責任法の下で定められたすべての法的帰結をもたらすとした上で、本来の義務の履行の継続の義務がなくなること（446）に加えて、二つの異なる法的帰結があることを明らかにした。即ち、①「損害の有無にかかわらず適用される、停止（中止）義務と再発防止義務を含む法的帰結」と、②「完全な賠償（回復、補償、満足）を要する法的帰結」である（445）。

その義務の履行を確保するために、その利用可能があらゆる措置を講じて温室効果ガス排出量を削減し、その他の措置を講じることを要求する場合もある（448）としている。この文脈において、不当な行為に終止符を打つ義務は、前述したようなその国の国際的に不当な行為を構成するすべての行政的、立法的、その他の措置を取り消すことを要求する場合もあることになる。

後述するように、これらの国家の義務は、被告らにも当てはまり、本件は被告らに損害賠償を求める訴訟ではなく、被告らの削減義務の継続及び削減義務の違反の停止を求める訴訟であるから、①の義務の要件は、被告の義務違反の帰結に直接関係するものであって重要である。I C Jは中止義務の例として、停止義務は、温室効果ガスの排出を削減し、義務を確実に遵守するような方法で、その範囲内で、あらゆる手段を講じることを国家に要求する可能性があることにも言及している。さらに I C Jは、因果関係は、賠償を決定する上で役割を果たす要素であり、賠償は損害の存在を意味するため、不法な行為と請求者の損害との間に、「十分に直接的かつ確実な因果関係があること」が必要である。他方、損害との因果関係は、国家の不作為責任を判断するための要件ではないとしている（433）点も重要である（なお、I C Jは、この基本原則は、「気候変動という現象に関して生じる課題に対処するのに、「十分に直接的かつ確実な因果関係」の基準は、申し立てられた不法な行為または不作為と主張される

損害との間で十分な柔軟性をもつものであると判断している」（436）と述べていることにも留意すべきである。

実際、後述するペルーの農夫とRWE事件ではドイツのハム上級裁判所は、「被告とその子会社が1965年以降におこなったCO₂の排出と原告の所有物の具体的危険との間には相当因果関係が認められる」とした（甲A29の3・31頁）

また、ICJは、各被害国は、気候系および環境の他の部分に損害をもたらす国際的に不正な行為を行ったすべての国の責任を個別に問うことができること、さらに、複数の国が同一の国際的に不正な行為に対して責任を負う場合、それぞれの国の責任は、その行為との関係で問うことができることも明らかにしている（430、431）点も、本件訴訟に重要な指摘である。

これらの気候系の保護に係るICJが明らかにした国家の義務とその違反の帰結は、原告第4準備書面でも述べたところであるが、後述するよう人に権保護義務の水平効果が及び、被告らのような大規模排出企業にも適用される。さらにICJは上述の通り気候系への重大な害を防止する義務はエルガオムネスの義務であることを明らかにしていることからも、このことは一層明確になったといえる。

9 各国内の司法判断において、危険な気候変動から保護される権利が、基本的権利として確立されていること

ハーグ高裁は2024年11月、シェルに対する判決（甲A28）の中で、気候変動と人権と題して、それまでの世界の裁判所の判決における気候変動と人権との関係について述べた箇所を引用している。

- ① オランダ最高裁判所判決（2019年12月20日）（甲A8）

「より近時の知見によれば、気温上昇を1.5°Cまでにとどめるべきとされている。地球の気温がこの限度を越えて上昇すれば、極端な暑さや極端な干ばつ、極端な降水、生態系の攪乱が生じ、このことから食糧供給の危機や、氷河や両極の氷冠の融解による海面水位の上昇が起こるなど、非常に有害な結果をもたらす。温暖化がティッピング・ポイントに至ると、地球上、あるいは地球の特定の地域で、気候が突然、包括的に変わってしまうことになる。これらのすべてが、オランダ人を含む地球上の多くの人々の生命、幸福や生活環境を脅威にさらすことになる。ここで述べた結果は、既に今日、起こっている。」

「欧洲人権裁判所によるE C H R の判例（E U t H R）によれば、締約国は、人々の生命ないし幸福に対する現実かつ切迫した危険が存在し、国がその危険に気づいている場合には、国はこれらの条項に基づいて適切な措置を講じる義務を負う。

適切な措置を講じる義務は、人口の大部分や全体をも脅かす環境の危険をもたらす場合にも、それが長期的にしか現実化しないものであっても適用される。E C H R 第2条および第8条は、締約国に不可能または公平を欠く負担を負わせるものではないが、これらの条項は、そのような差し迫った危機を回避するために、合理的に可能な限り、真に適切な措置を講じるよう義務付けたものである。また、E C H R 第13条によって、E C H R によって保護されている権利の侵害または侵害のおそれに対し、国内法で効果的な法的救済を提供しなければならない。このことは、国内の裁判所も、効果的な法的保護を提供し得なければならないことを意味する。」（甲A8・3頁）

与えられた事件でどの措置が適切であるかは、欧洲人権裁判所（E C t H R）の判例法によれば、事件の状況に依存すると最高裁判所は述べた。差し迫った危険に対する予防措置を講じる国会の義務があり、求められる排出削減の水準について、国際社会と気候科学におけるコンセン

サスを援用することができるとして、2020年までに1990年比25%削減を命じたオランダ最高裁判決（甲A8）において、オランダ政府はそれが世界的な問題であっても、危険な気候変動を防ぐために「その役割を果たす」E C H R 第2条及び第8条に基づく義務を負っていると結論付けた。E C H R 第2条及び第8条に基づいて国家に課せられる積極的義務を明記する際、最高裁判所は、工業国が温室効果ガス排出を削減すべき程度、すなわち2020年までに1990年比で25%から40%の割合に関する国際社会と気候科学におけるコンセンサスを援用することが可能であると判示した。

② 欧州人権裁判所（2024年4月9日）（甲A18の1、18の2）

欧州人権裁判所は欧州人権条約第8条から、国家は危険な気候変動の悪影響から市民を保護するために「その役割を果たす」積極的義務を負うことが導かれるとして判示した。E C t H R は以下のように考慮した。

「519. (...) 第8条は、個人が気候変動の深刻な悪影響から生命、健康、幸福及び生活の質に対する国家当局による効果的な保護を受ける権利を包含すると見なされなければならない。」

「544. 上記のように述べたように、裁判所は、条約第8条に基づく保護の範囲が、様々な環境被害の原因及び被害のリスクから生じる人の健康、幸福及び生活の質への悪影響に及ぶことを既に長い間判示してきた。同様に、裁判所は第8条から、個人が気候変動によって引き起こされる有害な影響とリスクから生じる生命、健康、幸福及び生活の質への深刻な悪影響から国家当局による効果的な保護を享受する権利を導き出す（上記第519項参照）。」

545. したがって、第8条に基づく国家の義務は、そのような保護を確保するためにその役割を果たすことである。この文脈では、国家の主要な義務は、気候変動の既存の潜在的に不可逆的な将来の影響を緩和することができる規制と措置を採用し、実際に効果的に適用することで

ある。この義務は、上記第435項及び第519項で指摘されたように、気候変動と条約上の権利の享受との間の因果関係、及び人権保護のための文書としての条約の目的と目的が、その規定が理論的で幻想的ではなく、実用的で効果的な権利を保証するように解釈され適用されることを要求するという事実から生じる（例えば、H. F. 及びその他対フランス、上記引用、§208最終部分、上記第440項も参照）。」

「7. 10 E C t H R はまた、気候変動の悪影響に対抗する緊急性と温室効果ガス排出を削減するための全体的な目標に関して締約国内に存在するコンセンサスを考慮すると、気候変動に対抗する国家のコミットメントに関して「限定的な評価の余地」しかないと考慮した。目標を達成するための手段の選択（行うべき政策選択を含む）に関して、E C t H R は国家が「広い評価の余地」を持つと認定した。」

③ パキスタン・ラホール高等裁判所（2015年）

気候変動が特に水と食糧へのアクセスに深刻な脅威をもたらし、生命に対する権利の侵害を構成する。

④ ブラジル最高裁判所（2022年）

ブラジル連邦最高裁判所は、「気候変動は憲法上の問題であり、気候変動に関する条約は人権に関する条約の一種である」と判決した。

⑤ インド最高裁（2024年）

インド憲法第21条（生命権と自由権）は生命と個人の自由に対する権利を認識し、第14条（平等権）はすべての人が法の前に平等であり、法の平等の保護を受けることを示している。これらの条文は、清浄な環境に対する権利と気候変動の悪影響に対する権利の重要な源である。

このインド最高裁の指摘にあるように、日本国憲法13条、14条は原告らの気候変動の悪影響に対する権利の源である。

第4 気候変動に関する被告らの義務

1 気候変動の文脈における被告ら発電事業者の気候変動の影響の緩和（排出削減）義務

(1) 基本的人権についての企業への水平効果

I C J 勧告的意見から導かれる重大損害防止義務は、以下で述べる水平効果から、民法709条の解釈に取り込まれる点でも、被告らが排出削減義務を負う根拠となる。

ア 従来の議論状況

日本国憲法の基本的人権規定についての私人間適用（水平効果）に関しては、日本において長く間接適用説が判例・通説とされてきた。すなわち、憲法が直接定めているのは国と市民との関係であり、私人間の紛争には憲法の規定は直接適用されない。しかし、憲法は基本権（人権）を尊重しなければならないという原理・原則を定めていることから、民法を解釈するときにこれを考慮する必要があり、その意味で憲法は民法を通じて「間接的に」適用される。

イ 憲法基底的重層論の視点

山本敬三教授は、「憲法基底的重層論」として、憲法と民法は、憲法を基礎に置きつつ、互いに協働しながら、国家・社会の基本法を重層的に構成するとしている（甲A24、25）。

これによれば、憲法が個人に基本権を認めるという基本決定を行った結果、国家は、基本権を侵害するような介入の禁止、基本権保護義務、基本権支援義務を負う。

そして民法は、国家法としての性格を持つため、国家の基本法としての憲法の拘束を受ける。これにより、民法は、①基本権の内容を具体化すること、②基本権を他人による侵害から保護するための制度（不法行為制度や差止請求等）を用意すること、③基本権をより良く

実現できるよう支援するための制度（契約制度等）を用意すること、という役割を担うこととなる。

ウ 基本権保護義務と民法709条の関係

民法709条は、損害賠償を規定しているが、差止めについては明文規定がない。

しかし、基本権保護義務の観点からは、国家（裁判所を含む。）は、個人が他者によって基本権を侵害されているとき、これを「黙つて見ている」ことは許されず、少なくとも最低限の保護を与えなければならない。また、裁判所も国家機関であることから、立法府が民法典に差止めを規定していないからといって、基本権保護を拒否することは基本権保護義務に違反する。

これを言い換えると、基本権は、「垂直的」に、市民と国家の間にのみ適用されるのではなく、「水平的」に、市民と民間企業の関係にも影響する。裁判所は、基本権（人権）を参照して、私法上の概念（注意義務等）を解釈することができ、また、その必要がある。

(2) 気候変動問題における人権保護義務の水平効果（シェル事件におけるハーグ地裁・高裁の判決）

ア 大規模排出事業者の義務は、拘束力のない規範からも生じ得ること上記第3で述べたとおり、I C J勧告的意見は、危険な気候変動の影響から護られる権利を基本的人権ととらえ、その保護について前述のとおり国家の厳しい内容と水準による義務を確立した。

気候系の保護のために国家がとるべき注意義務は、危険な気候変動の影響を最小化するために必要な気温上昇を1.5°Cに抑えるための科学に基づく経路に沿った排出削減であり、人権保護義務の水平効果によって、被告らのような大規模排出企業がとるべき義務となることは、原告ら第4準備書面で指摘したところである。

このことは、国連ビジネスと人権指導原則に体現されている。被告らは、同原則は法的拘束力がないとして規範的根拠にならないと主張するが、I C Jは勧告的意見において、「現在の基準は拘束力のある規範だけでなく拘束力のない規範からも生じうる。」（287）と判示した。このことは、気候変動に対して求められる相当な注意の内容を決定する場面において適用される。

したがって、国連ビジネスと人権指導原則において企業に求められる内容は、少なくとも気候変動の文脈においては、企業の義務の内容となる。

イ シエル事件判決

I C J勧告的意見の先例となったのが、シェル事件に関するハーグ地裁およびハーグ高裁の判決である。ハーグ高裁も、シェルの不法行為を判断するにおいて、オランダ民法第6章162条2項は「社会的注意義務」を基準とするものであり、気候変動の文脈における排出削減義務の内容について、従来の基準ではなく、上記のような世界中の危険な気候変動の特質を踏まえるべきとしている。こうした考え方とは、日本の不法行為法における注意義務についても採用されてきた考え方である。

企業の人権保護義務は、気候変動の文脈においては、不法行為法における企業の危険な気候変動の防止のための注意義務として表れる。

ハーグ高裁（甲A28の2）は、憲法の水平的展開として捉え、ビジネスと人権に関する国連行動指針、O E C Dガイドラインなども挙げて、「人権に関する（条約）規定は主に政府に向けられているが、これは、開かれた基準、社会的注意基準などに実体を与えることによって、私法関係に影響を与えることができるという事実を変えるものではない」（7. 24、41頁）とした。さらに、「化石燃料の消費が気候問題の創出に大きく責任があり、気候変動への対処が待てないも

のであることは確立された事実である。気候変動がもたらす危険と闘うために……特に、その製品が気候問題の創出に貢献し、それと闘うこと貢献する力を持っている企業は……そうする義務を負っている」（7. 26、41頁）として、シェルのような企業は、企業が事業を行う国の規制に明示的に定められていない場合でも、危険な気候変動に対抗するためにCO₂排出を削減する義務を負うことを示した。

そして、CO₂排出削減は立法機関に決定権があるとのシェルの反論について、「CO₂排出を削減するために立法者が講じた措置は、それ自体網羅的ではない。……政府は企業も自社の排出を削減する独自の義務を負っていることを強調している。」（7. 53、48頁）とし、今日の不文の社会的注意義務基準に基づき、個々の企業がCO₂排出を削減する独自の義務を負っていることを認めた。

（3）民法709条における「注意義務」

ア 注意義務の解釈の方法

日本民法709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定する。この「過失」は、結果の予見可能性を前提とした結果回避義務違反を意味し、その注意義務の内容及び程度は、具体的な事案に応じて形成される。

シェル事件判決との比較でいえば、民法709条における注意義務は、オランダ民法第6章162条における「不文の注意義務」と機能的に同等の開放的規範である。シェル事件において採用された解釈の方法論は、民法709条の注意義務の解釈においても同様に採用されるべきである。

イ 注意義務の内容

民法709条の注意義務の内容は、憲法が保障する基本権の保護の観点から形成されるべきである。原告らの生命・身体・健康に対する権利（憲法13条、25条）が、気候変動の深刻な影響によって侵害されるおそれがある場合、裁判所は、この権利を保護するために必要な注意義務を被告らに課すことが正当化される。

この注意義務の内容を形成するにあたっては、以下の要素が考慮されるべきである。すなわち、①I C J勧告的意見（2025年7月23日）が示した国家の緩和義務の内容（1.5℃目標との整合、2030年までに2019年比で48%の削減が求められること、高度のデューデリジェンス等）、②米州人権裁判所の勧告的意見（2025年7月3日）が示した「カーボン・メジャー」（大規模排出事業者）に対する差異化された義務、③ドイツRWE事件においてハム高裁が確立した「大規模排出者は原理上責任を負い得る」との法理、④国連ビジネスと人権に関する指導原則が示す企業の人権尊重責任等である。これらの国際的規範は、民法709条の注意義務の内容を形成する解釈基準として機能し、被告らが具体的な排出削減義務を負う根拠となる。

2 I C J勧告的意見から導かれる被告ら民間事業者の義務

（1）国家の緩和措置義務には民間事業者の行為を規制する義務が含まれること

既に指摘したI C Jによる国際慣習法上の気候変動に関連する国家の最も重要な義務は、気候変動枠組み条約の締約国でない1、2の国を含め、すべての国家に適用される重大な被害から気候系を保護する厳格なデューデリジェンスによる義務であり（132～139）、「この注意義

務を履行しない国は、その責任を伴う国際的な不法行為を構成する」と明言している（409）。

さらに、国家が温室効果ガスの排出から気候系を保護するためにとるべき適切な措置には、「化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料探査許可の付与、または化石燃料補助金を提供すること」を含むこと、また、これらについて気候系を保護するための適切な措置を講じないことは、当該国家に帰属する国際法違反行為を構成することを明記している（427）。本件訴訟の対象である火力発電はまさに化石燃料を消費するものであり、そこに不適切な補助金を提供することも含まれることになる。

I C J 勘告的意見は、民間主体との関係について、質問（a）の下で特定した義務には、相当な注意（due diligence）をもって「民間主体の活動を規制する国家の義務」が含まれ、国家の「管轄下の民間事業者による排出量を制限するために必要な規制措置や立法措置を講じなかった場合、その国は責任を負う可能性がある」と判示した（428）。

I C J は、パリ協定「第4条第2項に基づく国内緩和措置を追求する義務の履行は、当事国が、民間事業者が行う活動を含む国内緩和措置を講じるための努力および適切な手段の展開において、締約国が相当の注意を払ったかどうかを基準として評価される」としている（252）。国際慣習法による環境に対する重大な損害を防止する義務についても、その「義務の主な要素は、（a）防止すべき環境への危害及び（b）求められる行動基準としての相当の注意（due diligence）であり（273）、「これらの規則や措置は、国家の管轄または管理下にある公的および民間事業者の行動を規制するものでなければならず、その実施を確保するための効果的な執行および監視メカニズムを伴わなければならぬ」とする（282）。

さらに、I C Jは、「重大な危害が発生する蓋然性が極めて高いことを示す一般的に認められている科学的証拠が存在する場合、すべての国家にとって注意義務の基準はより厳格なものとなる」ことから、「起こりうる危害（harm）の蓋然性および深刻度を評価するために必要な証拠を提供し、求められる相当な注意（due diligence）の基準を定める際に参考となる」「科学的・技術的情報の入手可能性およびその入手・分析の必要性も重要な要因である」とする（283）。対策措置も最新の科学的・技術的情報を入手・分析して対応する義務があるとするものである。

また、I C Jは、環境影響評価の重要性とその場合のリスクの評価の重要性を指摘している。すなわち、「国境を越えた状況における事業活動が計画されている場合、環境影響評価（以下、「E I A」という）を実施するという義務は、環境へのリスクの評価を必要とする、より一般的なルールの表現であると考えている。国際慣習法は「環境影響評価の範囲および内容」を特定していないこと（中略）、および相当な注意（due diligence）の基準は多面的かつ文脈に係ることから、気候系に重大な害を及ぼすことを防止することを目的とした環境影響評価では、それぞれのリスクの特性を考慮する必要がある」（297）。また、「気候変動がもたらすリスクには、特定の環境リスク評価の適切性に影響を与える特定の特性がある」とし、「例えば、提案された個々の活動レベルにおける環境影響評価（E I A）の一環として、その下流影響を評価する目的で評価される場合など、気候変動に関連する特定の効果が評価される必要があることを排除するものではない」（298）として、スコープ3についての環境影響評価の必要性も指摘した。

また、「経済、人的資源、物的資源が十分に発達し、高度に発展した統治システムと構造を有する国家に期待される注意の程度は、そうでない国家とは異なる」と理解されており、「I T L O Sは、海洋環境へ

の危害を防止する義務の履行には「より大きな能力と十分な資源を有する国は、そうでない国家よりも多くのことを行う必要がある」（291）とも指摘した。

(2) 気候変動の影響を防止する義務は *erga omnes* の義務（対世効的義務）であること

I C J は、現在の状況において、「すべての国家が大気や公海のようなグローバル環境コモンズの保護に共通の利益を有して」おり、「気候系および環境のその他の要素への人為的な温室効果ガス（G H G）排出による被害を防止する義務、特に慣習国際法上の重大な越境的損害を防止する義務を含む国家の義務は、すべての人（*erga omnes*）の義務である。条約の文脈において、当裁判所は、国連気候変動枠組み条約とパリ協定が、気候変動が『人類共通の関心事』と認識し（U N F C C C 前文第1段落、パリ協定前文第11段落）、『地球規模での対応』を要求している（パリ協定第2条）ことを想起する。これらは、国際社会全体に利益をもたらす気候系を保護することを目的としており、国際社会全体に利益をもたらす。そのため当裁判所は、これらの条約に基づく各国の義務は、すべての当事者（*erga omnes partes*）の義務であると考える」（440）と判示している。即ち、本件被告らを含む歴史的にも現在及び今後も大量のCO₂を排出する企業も負っている義務であるといえる。

(3) 国家の緩和措置義務には民間事業者の行為を規制する義務が含まれること

以上のI C J勧告的意見の検討から、民間事業者たる被告らのCO₂排出削減義務について、以下の法的結論が導かれる。

第一に、I C Jは、気候系に対する重大な損害を防止する国家の義務は、相当な注意（due diligence）による行動義務であり、この義務には「民間主体の活動を規制する国家の義務」が含まれることを明確に判

示した（428）。すなわち、国家は、自国の管轄下にある民間事業者による温室効果ガス排出を制限するために必要な規制措置や立法措置を講じる義務を負い、これを怠った場合には国際法上の責任を負う可能性があるとされた。この判示は、民間事業者の排出行為が国家の規制対象であり、国家はその規制を通じて民間事業者の行為をコントロールすべきことを前提としている。

第二に、I C Jは、パリ協定第4条第2項に基づく国内緩和措置を追求する義務について、「当事国が、民間事業者が行う活動を含む国内緩和措置を講じるための努力および適切な手段の展開において、締約国が相当の注意を払ったかどうかを基準として評価される」と判示した（252）。これは、国家の緩和義務の履行において、民間事業者の活動規制が不可欠の要素であることを示すものである。

第三に、I C Jは、国際慣習法上の重大な環境損害防止義務について、「これらの規則や措置は、国家の管轄または管理下にある公的および民間事業者の行動を規制するものでなければならず、その実施を確保するための効果的な執行および監視メカニズムを伴わなければならぬ」と判示した（282）。この判示は、民間事業者に対する規制が単なる形式的なものであってはならず、実効的な執行と監視が必要であることを明らかにしている。

第四に、I C Jは、国際人権法に基づく国家の義務として、「気候系およびその他の環境の保護のための措置」には「基準や法律の制定、民間事業者の活動の規制などが含まれる」と判示した（403）。これにより、民間事業者の活動規制は、国家の人権保護義務の履行においても不可欠の要素であることが確認された。

第五に、I C Jは、国家が「温室効果ガス（G H G）の排出から気候システムを保護するための適切な措置を講じないこと（化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料探査許可の付与、または化石燃料補助金

を提供することを含む)は、当該国家に帰属する国際法違反行為を構成する可能性がある」と判示した(427)。本件訴訟の対象である火力発電はまさに化石燃料を消費するものであり、これに対する不適切な補助金や規制の欠如は、国家の国際法違反を構成しうるものである。

第六に、ICJは、気候系への重大な損害防止義務について、「重大な危害が発生する蓋然性が極めて高いことを示す一般的に認められている科学的証拠が存在する場合、すべての国家にとって注意義務の基準はより厳格なものとなる」と判示し(283)、現在の気候危機の深刻性に照らし、国家および民間事業者に求められる注意義務の基準が厳格化されていることを示した。

第七に、ICJは、環境影響評価について「下流影響を評価する目的で評価される場合など、気候変動に関連する特定の効果が評価される必要があることを排除するものではない」と判示し(298)、いわゆるスコープ3排出量を含む環境影響評価の必要性を指摘した。これは、大規模排出事業者たる被告らが、自社の直接排出のみならず、サプライチェーン全体の排出についても考慮すべきことを示唆するものである。

第八に、ICJは、気候系への重大な損害防止義務は「すべての人(*erga omnes*)の義務である」と判示し(440)、この義務が国際社会全体に対して負う義務であることを確認した。これは、被告らを含む大量のCO₂を排出する企業もまた、この対世効的義務の名宛人に含まれることを意味する。

以上のICJ勧告的意見から、民間事業者たる被告らは、国家による規制の有無にかかわらず、気候系への重大な損害を防止するために相当な注意を払い、国際的に合意された気温目標の達成に貢献しうる水準までCO₂排出を削減する義務を負う。国家が民間事業者を規制する義務を負い、その規制の実効性が国家の国際法上の義務履行の基準となる以

上、被規制者たる民間事業者もまた、当該規制の趣旨・目的に沿った行動を取る義務を負うのは当然の帰結である。

また、国際海洋法裁判所（I T L O S）が「より大きな能力と十分な資源を有する国は、そうでない国家よりも多くのことを行う必要がある」と判示したことを I C J も引用しているとおり（291）、この論理は民間事業者にも妥当し、歴史的にも現在も大量のCO₂を排出し、かつ排出削減のための技術的・経済的能力を有する被告ら主要電力会社は、より厳格な注意義務の基準に服するものと解される。

したがって、被告らは、I C J 励告的意見が確認した国際法上の義務に基づき、パリ協定が定める1.5℃目標の達成に適切に貢献できる水準まで、速やかにCO₂排出を削減する義務を負うものである。

3 被告ら電力セクターの事業者の削減義務の水準

（1）最良の科学的知見を参照する必要があること

I C J は、重大な危害が発生する蓋然性が極めて高いことを示す一般的に認められている科学的証拠が存在する場合、すべての国家にとって注意義務の基準はより厳格なものとなることから、起こりうる危害（harm）の蓋然性および深刻度を評価するために必要な証拠を提供し、求められる相当な注意（due diligence）の基準を定める際に参考とする「科学的・技術的情報の入手可能性およびその入手・分析の必要性も重要な要因である」とする（283）。

したがって、被告ら電力セクターに属する事業者が負うべきCO₂排出削減義務の水準を確定するにあたっても、利用可能な最良の科学的知見を参照する必要がある。気候科学の分野において最も権威ある機関であるI P C C（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書

(A R 6) および国際エネルギー機関 (IEA) のネットゼロ・ロードマップが、この点について明確な指針を提供している。

(2) 1. 5 °C目標に整合する経路における削減水準

I P C C 第 6 次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約 (S P M) 表 S P M. 1 (甲 B 6 ・ 2 9 頁) は、オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を 1. 5 °C (> 5 0 %) に抑える経路における、2 0 1 9 年の排出水準からの削減量を次のとおり示している。

C O ₂ 削減量 : 2 0 3 0 年	4 8 % [3 6 ~ 6 9]
2 0 3 5 年	6 5 % [5 0 ~ 9 6]
2 0 4 0 年	8 0 % [6 1 ~ 1 0 9]
2 0 5 0 年	9 9 % [7 9 ~ 1 1 9]

これらの数値は、パリ協定が目指す 1. 5 °C 目標を達成するために必要な、科学的に裏付けられた削減経路を示すものである。中央値として、2 0 3 0 年までに 2 0 1 9 年比 4 8 % 減、2 0 3 5 年までに 6 5 % 減という削減が求められている。

また、I P C C 第 3 作業部会報告書 C. 1. 2 (甲 B 5 ・ 1 9 頁) は、「オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を 1. 5 °C (> 5 0 %) に抑える経路では、世界全体の正味 C O₂ 排出量は、2 0 1 9 年のモデル化された排出量に比べて、2 0 3 0 年に 4 8 % [3 6 ~ 6 9 %] 、2 0 4 0 年に 8 0 % [6 1 ~ 1 0 9 %] 減少する」と明記している。

(3) 電力セクターの先行的脱炭素化の必要性

ア I P C C 報告書が示す電力部門の先行的脱炭素化の必要性

I P C C は、電力セクターが他の産業セクターよりも先行して脱炭素化を達成すべきことを明確に指摘している。

第一に、IPCC第3作業部会報告書B. 7. 2（甲B5・18頁）は、「温暖化を 2°C ($> 67\%$) 以下に抑えるモデル化された世界全体の経路においては、世界全体で CO_2 排出量正味ゼロに達するまでの化石燃料由来の残余 CO_2 排出量の殆どは、電力部門外で、主に産業部門と運輸部門で発生すると予測されている」と述べている。これは、電力部門はネットゼロ達成の時点において既に脱炭素化を完了しており、残余排出は他セクターに限定されることを意味する。

第二に、同報告書C. 3. 3（甲B5・30頁）は、「温暖化を 2°C ($> 67\%$) に抑えるモデル化された世界全体の経路では、AFOLU部門（再植林と森林減少の削減による）及びエネルギー供給部門が、建築、産業、及び運輸部門よりも早くGHG排出量の正味ゼロに達する。（確信度が高い）」と明記している。エネルギー供給部門の中核をなす電力部門は、他セクターに先駆けて脱炭素化を達成すべきことが、科学的に確認されている。

第三に、同報告書C. 3. 2（甲B5・30頁）は、 1.5°C 経路において、「2050年には、ほとんどすべての電力のエネルギー源は、再生可能エネルギー、又はCCS付の化石燃料などのゼロまたは低炭素エネルギー源であり、また、エネルギー需要の電化が進む」と述べている。電力部門の脱炭素化は、運輸・建築・産業各部門の電化を通じた脱炭素化の前提条件であり、その重要性は極めて高い。

第四に、同報告書C. 8. 5（甲B5・40頁）は、「輸送部門の直接及び間接のGHG削減の潜在的な可能性は、主に、電力部門の脱炭素化、及び低排出原料と低排出生産チェーンに依存する」（確信度が高い）と指摘している。電力部門の脱炭素化は、社会全体の脱炭素化を実現するための必須条件である。

イ IAEAネットゼロ・ロードマップが示す先進国電力部門の目標

国際エネルギー機関（IEA）が2021年に公表した「ネットゼロ・バイ・2050：グローバル・エネルギー・セクターのためのロードマップ」（甲B104の1、104の2）およびその2023年更新版（甲B106の1、106の2）は、1.5°C目標達成のために電力セクターに求められる具体的な削減目標を示している。

第一に、IEAは、先進国の電力部門は2035年までにCO₂排出実質ゼロを達成すべきであるとしている。これは全セクター平均の削減目標（2035年65%削減）を大幅に上回る水準であり、電力部門の先行的脱炭素化の必要性を反映している。

第二に、IEAの2023年更新版ロードマップは、「2035年までに、先進国は2022年比で80%の排出削減が必要である」と指摘している。これは全セクター合計の目標であるが、電力部門については上記のとおり実質ゼロが求められており、より厳格な削減が必要とされる。

第三に、IEAは、先進国（OECD諸国）における排出削減対策のない石炭火力発電は2030年までに全廃すべきであるとしている。被告らが運営する石炭火力発電所は、この国際的なフェーズアウト目標の直接的な対象となる。

(4) 先進国としての日本の電力事業者が負う加重された削減義務

先進国である日本において、被告ら電力事業者は、より高い削減義務を負う。この点について、以下の根拠が存在する。

第一に、ICJが引用するITLOS（国際海洋法裁判所。パラグラフ123参照）の見解によれば、「より大きな能力を有し十分な資源を有する国家は、そうでない国家よりも多くのことを行う必要がある」（291）。日本は世界第4位の経済大国であり、高度な技術力と十分な資金力を有する先進国として、より厳格な削減義務を負う。

第二に、パリ協定は「共通だが差異ある責任」の原則に基づき、先進国がより大きな削減努力を行うことを求めている。日本は、国連気候変動枠組条約附属書Ⅰ国として、歴史的排出責任と技術的・経済的能力に応じた先導的役割を果たすべき立場にある。

第三に、被告ら主要電力会社10社は、日本の電力供給の大部分を担う大規模事業者であり、国内最大級の温室効果ガス排出者である。IJCが確認したように、大規模排出者である被告らはその「能力に応じたより厳格な注意義務」を負う。

(5) 原告らの本訴請求にかかる削減水準は、発電事業者に求められる削減水準の下限であること

以上のとおり、利用可能な最良の科学的知見に基づけば、被告らには、全セクター平均の削減目標（2030年48%減、2035年65%減）を上回る削減が求められる。その根拠は以下のとおりである。

第一に、電力セクターは他セクターより先行して脱炭素化すべきであるとIPCCが明確に指摘していることから、全セクター平均の削減率をそのまま適用することは不十分である。電力セクターには、より急速な削減が求められる。

第二に、IEAは先進国の電力部門に対し2035年までの実質ゼロ排出を求めており、これは2035年65%削減という全セクター平均目標を大幅に上回る。日本の電力事業者は、この先進国基準に従うべきである。

第三に、IPCC表SPM. 1に示された削減率の幅（2030年：36～69%、2035年：50～96%）を考慮すれば、先進国の大規模電力事業者である被告らには、この範囲の上位に位置する削減率が求められるべきである。

第四に、石炭火力発電については、IEAが先進国での2030年全廃を求めており、被告らの石炭火力発電所はこの目標に沿って速やかにフェーズアウトされるべきである。

したがって、被告らは、CO₂排出量を2019年比で2030年までに48%削減し、2035年までに65%削減する（これはIPCCが示す1.5°C目標整合経路における全セクター平均の削減目標の中央値である。）最低限の義務を負う。

そして、本来であれば、いま述べた①電力セクターの先行的脱炭素化の必要性、②IEAによる先進国電力部門の2035年実質ゼロ目標、③日本の先進国としての加重された責任、④被告らの大規模排出者としての地位を考慮すれば、被告らには更にこれを上回る積極的な削減が求められる。

以上から、原告らが請求するとおり、被告らは、2019年を基準として、少なくとも、1.5°C目標と整合する削減経路に沿った、2030年までに48%以上、2035年までに65%以上のCO₂排出削減を実現すべき法的義務を負う。さらに、電力セクターの特性と先進国としての責任に鑑み、可能な限り早期に、より高い削減率を達成するよう努力すべきである。特に、石炭火力発電については、IEAが示す先進国での2030年全廃目標に沿って、速やかなフェーズアウトが求められる。加えて、ICJ勧告的意見を参照すると、被告らは、科学的影響予測に基づき、当該削減の実現に向けた削減措置を導入計画の策定、履行可能性検証、実施における厳格なデューデリジェンスの実施の義務を負っているものというべきである。

被告らがこのような削減義務を履行しないことは、ICJ勧告的意見が確認した気候システムに重大な危害を与えることを防止するための相当な注意義務に違反するものであり、国際法上の義務に反する行為に対する国内法上の評価として、不法行為を構成する。

(6) 国際合意における電力セクターの排出削減経路の確認

以上のこととは、気候変動に関する国際合意においても確認されてきた。

ア グラスゴー気候合意

COP26決定「グラスゴー気候合意」(甲A3)において、以下のとおり、温暖化を1.5℃に制限するために、2010年比で2030年までに二酸化炭素を45%削減する必要があり（17項）、排出削減対策がとられていない石炭火力の段階的削減の加速を確認した（20項）。

「17. また、世界全体の温暖化を摂氏1.5度に制限するためには、世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があること（2010年比で2030年までに世界全体の二酸化炭素排出量を45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすること、及びその他の温室効果ガスを大幅に削減することを含む）を認めること。」

「20. 各国の事情に照らした最貧者及び最脆弱者を対象とした支援を提供し、また、公正な移行に向けた支援の必要性を認識しつつ、クリーン電力の実装と省エネルギー措置（排出削減対策の講じられない石炭火力発電の廃止（フェーズダウン）と非効率な化石燃料補助金のフェーズアウトに向けた努力を加速させることを含む）の急速な拡大によるものを含む低排出なエネルギー・システムへの移行に向けた技術の開発、実装、普及及び政策の採用を加速することを締約国に求める。」

イ パリ協定

パリ協定第14条に定めるグローバルストックテイクの結果を踏まえたCOP28決定（甲A13の1、13の2）において、IPCC第6次評価報告書統合報告書が示す1.5℃の温暖化抑制（オーバー

シートなしまたは限定的)には、「世界全体の温室効果ガス排出量を2019年比で2030年までに43%、2035年までに60%削減し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという、深く急速、かつ持続的な削減が必要であることを認識する」とされた(27項)。

ウ G7合意等

日本も参加するG7合意でも、火力部門対策、とりわけ石炭火力の早期廃止が確認されてきた。

(ア) 2021年5月 環境大臣会合

石炭火力発電が世界の気温上昇の唯一最大の原因であることを認識し、2030年のNDC及びネット・ゼロ・コミットメントに沿って、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電設備からの移行を更に加速させる技術や政策の急速な拡大と、2030年代の電力システムの最大限の脱炭素化に今コミットすることとされた。排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への世界的な投資を継続することが気温上昇を1.5度に抑えることを射程に入れ続けることは相容れないことを認識した上で、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への国際的な投資をすぐ止めなければならぬ点を強調し、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援を含め、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援の全面的な終了に向かっていく具体的なステップを2021年中にとることをコミットする(3.3)とされた。

(イ) 2021年6月 カービスベイG7サミット

石炭火力発電が温室効果ガス排出の唯一最大の原因であることを認識し、また、このアプローチ全体及び強化された「国が決定する貢献(NDCs)」に沿って、国内的に、2030年NDCs及び

ネット・ゼロ・コミットメントと整合的な形で、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行を更に加速させる技術や政策の急速な拡大にコミットするとされた（39）。

(ウ) 2022年6月 エルマウG7サミット

2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化の達成にコミットする。石炭火力発電が世界の気温上昇の唯一最大の原因であることを認識し、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向かた、具体的かつ適時の取組を重点的に行うことにコミットする。再生可能エネルギーによる発電及び全ての部門における再生可能エネルギーの使用を増加させ、再生可能エネルギーの拡大を妨げたり遅らせたりしている障壁や障害を取り除くこと、及びエネルギー消費を削減することにコミットする等とされた。

(エ) 2023年5月 広島G7サミット

2035年までに電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化の達成及び気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続けることに整合した形で、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向かた、具体的かつ適時の取組を重点的に行うというコミットメントを再確認し、他の国に対して加わるよう要請する。IEAの2022年の「ネット・ゼロ移行における石炭」報告書において、IEAの2050年までのネット・ゼロシナリオに沿った主要な取組の一つとして特定された、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の建設終了に向けて取り組んでいく（25）ことが確認された。

(オ) 2024年6月 G7プーリアサミット

気候目標を達成し、全ての国がクリーン・エネルギー移行の利益を享受できるよう支援するため、排出削減対策が講じられていない

新規の石炭火力への支援を終了し、再生可能エネルギー及びクリーン・エネルギー源への投資を加速させ、安全で、多角的で、責任あるクリーン・エネルギーのサプライチェーンを確立するようパートナーと協働する。2035年までに電力部門の完全又は太宗の脱炭素化を達成し、各国のネット・ゼロの道筋に沿って、2030年代前半、または、気温上昇を1.5度に抑えることを射程に入れ続けることと整合的なタイムラインで、エネルギー・システムから排出削減対策が講じられていない既存の石炭火力発電をフェーズアウトするというコミットメントを再確認する。他の国々及びパートナーに対し、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の許可と建設を可能な限り早期に終了させることについてコミットメントに加わるよう改めて求め、これらの目標を促進するために、脱石炭同盟及び「石炭からの移行アクセラレーター」に参加している国々の活動に留意しつつ、この目的のために、金融部門を含め、各國、国際パートナー及び関連機関との協力を推進することが確認された。

エ 小括

以上のとおり、日本も参加した国際合意において、先進国は2030年代には実効性のある排出削減対策がとられていない石炭火力の廃止及び2035年までに電力部門の完全又は太宗の脱炭素化を達成するとされており、被告らもこれに沿った削減を行う義務を負う。

4 小括

以上のとおり、民法709条の「過失」すなわち注意義務違反の内容は、具体的な事案に応じて形成される開放的規範である。原告らの生命・身体・健康に対する権利等が気候変動の深刻な影響によって侵害されるおそ

れがある本件においては、この権利を保護するために必要な注意義務の内容が、憲法の基本権保護義務の観点から形成されるべきである。

この注意義務の内容を形成するにあたっては、I C J 勧告的意見が「現在の基準は拘束力のある規範だけでなく拘束力のない規範からも生じ得る」（287）と判示したことを踏まえ、同意見が示した国家の緩和義務の内容、国連ビジネスと人権に関する指導原則が示す企業の人権尊重責任、I P C C 第6次評価報告書及びI E A ネットゼロ・ロードマップが示す科学的知見等の国際規範が、解釈基準として参照されるべきである。

これらの規範に照らせば、被告らが、利用可能な最良の科学的知見に基づく気候系への重大な損害を防止するために相当な注意を払うべき義務に違反し、1. 5°C目標と整合するCO₂排出削減経路（2019年を基準として、少なくとも、2030年までに48%以上、2035年までに65%以上の削減）を達成するための目標を設定せず、または、合理的な措置を講じないときには、被告らの注意義務違反が認められ、不法行為が成立する。

加えて、被告らの行為には、既に主張したとおり民法719条が適用ないし類推適用され、被告らは連帯して責任を負う。また、応分の責任に基づく割合的な排出削減義務を負う（原告ら訴状第10、同第4準備書面第4の3）。

第5 被告らの主張に対する反論

1 被告らの主張

被告らは、自らの法的義務を否定し、その理由として以下のようないわゆる主張をしている。しかし、次項以下で述べるとおり、被告らの主張はいずれも根拠がない。

＜被告らの主張＞

- ① 被告ら民間事業者は排出削減義務を負っていない。被告らだけを名指して排出削減を義務付ける法令上の根拠はない。
- ② 日本の民法（709条）は原則として金銭賠償を定めており、排出行為そのものを差し止める権利を認める根拠とはならない。
- ③ 原告らの権利又は法律上保護される利益は侵害されておらず、その具体的危険もない。
- ④ 被告らのCO₂排出量に、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責できるだけの関連性は認められない。
- ⑤ CO₂排出は、それ自体が有害とはいえないもので、公害と同列に論じることはできない。
- ⑥ 気候変動への対応は司法によってではなく、政治で解決すべき問題である。

2 被告ら火力発電事業者が排出削減義務を負うこと（主張①への反論）

少なくとも気候変動の文脈において、被告ら発電事業者が、民法709条に基づき気候変動の影響の緩和（排出削減）義務を負うことについては、上記第4で述べたとおりである。

I C Jは、複数の国家が気候変動に寄与しているという事実に対して、「国際慣習法上の国家責任に関するルールで、損害を受けた国や責任を負う国が複数存在する状況にも対応できる」とし、「すべての責任ある国家の責任を主張することなく、単一の国家の責任を主張することが可能である」（430）と判示し、さらに、「複数の国が同一の国際的に不法行為について責任を負う場合、その行為に関連して、各国に責任を問うことができる。」（431）ともしている。

ペルー農夫対RWE社の事件のハム上級裁判所も「被告は多数の産業的な排出者のうちの一人であって、複数の妨害者のなかの一人にすぎない、という事

情は、原告が被告一人を行為妨害者として請求することを妨げない。」と判示した（甲29の3・40頁）。化石燃料、とりわけ石炭による火力発電事業者の特別の責任については既に述べたとおりである。

3 民法709条に基づく差止請求は認められること（主張②への反論）

(1) 被告らの主張

被告らは、民法709条は損害賠償のみを定めており、差止請求の根拠とはならないと主張する（被告JERA準備書面（1）二第1、被告神戸製鋼所準備書面（1）II第2の1、被告電力8社第1準備書面第3の1）。被告らによれば、不法行為制度は既発生の損害の填補を目的とするものであり、将来の不法行為を予防するための請求権は、不法行為制度から直接発生するものではないとする。

(2) 差止請求を認めるべき実質的根拠——事後的救済の限界

ア 気候変動による被害という現代的課題に対して、被告らによる民法709条の解釈は妥当せず、民法709条に基づく差止請求が認められるることは、これまでにも述べたとおりである。

それに加えて、ICJ勧告的意見は、国家には人為的な温室効果ガスの排出による気候系への重大な危害を防止する義務があり、その義務の第一は緩和（排出削減）の実行であることを明らかにした。同意見によれば、国家は、1.5°Cの気温上昇に抑えることに貢献する排出削減目標を策定し、厳格なデューデリジェンス（相当の注意）の義務によってその実現のための対策措置をとる義務を負う。そして、この義務に違反する行為や義務の不作為は不法行為を構成し（409）、その帰結として国家の履行義務は消滅しない。さらにこの気候系保護義務はエルガオムネス（対世効的）の義務であり、損害の有無

にかかわらず、何人もその履行を求めることができることを明らかにした（440）。これは、気候変動問題においては、事後的な損害賠償ではなく、事前の予防措置こそが法的に要請されることを示すものである。

まさに、気候系の保護は世界共通の最大の関心事の一つであり、原告ら第4準備書面第2で指摘したとおり、国際慣習法上の環境への重大な被害の未然防止原則及び損害禁止原則（無害原則）が適用されることが確認された。これは、被害が重大であり、気候系の保護なくしては人権の享受を確保することができないためである。

イ 気候変動による被害の不可逆性

気候変動による被害は、ひとたびティッピング・ポイント（臨界点）を超えると不可逆的となり、いかなる金銭賠償によっても原状回復は不可能である。

I P C C 第6次評価報告書統合報告書は、「気候システムにおける突然及び／又は不可逆的な変化の可能性及び影響は、ティッピングポイントに達したときに引き起こされる変化を含め、更なる地球温暖化に伴って増大する（確信度が高い）」と警告し（甲B6・25頁、B.3.2）、「1.5°Cを超えるオーバーシュートの結果、極域、山岳及び沿岸域の生態系など、レジリエンスが低い特定の生態系は、… …不可逆な悪影響が起こる（確信度が高い）」と認定している（甲B6・33頁、B.7.2）。

ひとたびティッピング・ポイントに至れば取り返しのつかない事態となるのであり、加害行為が継続すれば被害の激甚化が予見されているにもかかわらず、後日、損害賠償によって対応することでは足りない。I C J 励告的意見は、なによりもまず、義務の適正な履行を実行させることが必要であることを示したものである。これは、気候変動

問題においては、事後的な損害賠償ではなく、事前の予防措置こそが法的に要請されることを意味する。

ウ　日本に住む原告ら若者が直面する不可逆的被害

『日本の気候変動 2025』(甲B88の1)は、日本においても既に気候変動の影響が顕在化し、今後さらに深刻化することを科学的に確認している。原告ら若者は、生涯にわたり、即ち今後数十年にわたり、これらの激甚化し不可逆的被害に直面するものである。

賠償についてのみ明文規定を置いていることは、差止請求を排除する趣旨ではない。民法の起草当時には想定されていなかった、地球規模で不可逆的な被害をもたらす気候変動の影響のような被害類型に対しては、解釈によって適切な救済手段を認めることが、法の目的に適う。I C J 励告的意見が確認した未然防止原則に照らしても、加害行為の継続を放置し事後の救済に委ねることは、法の目的に反する。

(3) 差止請求を認める法的根拠

ア　複合構造説による理論的基礎づけ

大塚直教授による「複合構造説」は、多くの裁判例の分析に基づいて、差止請求権の根拠について単一の法的構成に限定せず、複数の根拠が重疊的に存在し得ることを認めている。

複合構造説によれば、差止請求権は、①被侵害利益の権利性と、②加害行為の違法性の程度の双方から基礎づけられる。すなわち、人格権のように排他性を有する権利の侵害がある場合には、権利に基づく差止請求が認められる。他方、権利とまではいえない法律上保護される利益の侵害であっても、違法性が高度である場合には、不法行為構成により差止請求が認められる。

この複合構造説の下では、人格権に基づく差止請求と不法行為構成により差止請求は、截然と区別されるものではなく、連続的・重疊的

な関係に立つ（大塚直・前掲420頁）。生命・身体・健康に対する侵害のように、被侵害利益が人格権として承認され、かつ、その侵害態様に違法性が認められる場合には、両者の根拠は重なり合い、いずれの法的構成によっても差止請求が認められることになる。

イ 基本権保護義務の観点

また、憲法の基本権保護義務の観点からも、差止請求を認めるべき根拠がある。

憲法が個人の生命・身体・健康に対する基本権を保障している以上、国家（裁判所を含む）は、これらの基本権が他者によって侵害されている場合に、少なくとも最低限の保護を与える義務を負う。裁判所が、立法府による明文規定がないことを理由に救済を拒否することは、この基本権保護義務に反する。

民法709条の「過失」概念が、時代とともにその内容を発展させてきたのと同様に、同条に基づく救済の態様についても、基本権保護の要請に応じた解釈が求められる。特に、気候変動のように事後の救済が著しく困難な被害類型については、差止めを認めることが、基本権保護義務の履行として要請される。

(4) 本件への適用

ア 本件の被侵害権利

本件において、原告らが主張する被侵害利益は、気候変動による生命・身体・健康に対する被害を中心とする。具体的には、IPCCや日本の科学者によるまとめでは①暑熱による熱中症等の健康被害のリスク増大、②極端な気象現象（豪雨、洪水、暴風等）による生命・身体への危険、③気候変動に伴う食料・水資源の不安定化による健康被害、④生活の質の悪化等が挙げられる。

I C J 勧告的意見は、危険な気候変動による人権侵害性を前提として、国家の保護義務を認定した。中でも生命・身体・健康に対する利益は、各人の人格に本質的なものであり、不法行為法上も最も重要な保護法益として位置付けられる。

R W E 事件でハム上級裁判所は、人格権侵害が問題になった事案に関して、「一般的人格権への侵害が問題になった。かかる権利は包括的な権利(Rahmenrecht)の性格を持ち、…開かれた要件事実であるため、要件事実に適合することで違法性を指し示すことができない。人格権への介入はむしろ、介入にさらされる者を保護することが他方の保護に値する事情より重要な場合に違法となる」としているように、その保護要件としてより重要なのは違法性にあるというべきである(甲A29の3・43頁)

原告らの被侵害権利・利益は、このように法的保護に値する重大な権利・法益であり、人格権侵害に基づく差止めとの比較からも、不法行為に基づく差止請求が認められるべきである。

イ 被告らの行為の違法性

被告らは、火力発電事業において大量のCO₂を排出しており、これが地球温暖化・気候変動の主要な原因となっている。I P C C の科学的知見によれば、人為起源のCO₂排出が気候変動の主要な原因であることは確立されており、このまま排出が継続されれば、気温上昇により深刻かつ不可逆的な被害が生じることが高い確度で予測されている。

被告らは、自己の事業活動がCO₂を排出し、気候変動に寄与していること及びその影響を認識しながら、1. 5°C目標に整合する水準を超えてCO₂の排出を継続している。被告らは2050年カーボンニュートラル等を掲げるものの、2030年度・2035年度における削減目標は、そもそも定められていないか、あるいは、パリ協定の1. 5°C目標を達成するために科学的に必要とされる水準に達してお

らず、その実現のための適切な対策計画も見当たらない。IEAが先進国に対して求める石炭火力の2030年までのフェーズアウトにも対応していない。

彼らが火力発電の利用を継続し、排出削減の実効的措置を講じず、1.5℃目標に整合する水準まで削減を行わないことは、国際的にも国内的にも社会通念上許容される限度を超える違法なものである。

(5) 最判昭和43年7月4日に関する被告JERAの主張に対する反論

ア 被告JERAの主張

被告JERAは、「不法行為の規定に基づいて将来の差止請求権が認められる余地がないことは、最判昭和43年7月4日集民91号567頁において明示的に判示されている」と主張する（被告JERA準備書面（3）19頁）。

イ 同判決の内容

しかし、同判決の事案は、原告（上告人）が損害と主張するものが、被告らの占有にかかる溜池の管理と因果関係のある損害といえないだけでなく、そもそも損害の存在自体が認められていない事案であった。同判決は、「いまだ損害が発生しないのにかかわらず」将来損害を生ずるおそれがあることを理由として、その予防のため右工作物の修復を求め、さらにその修復を終えるまで「その使用の差止を求ることは、なし得ない」としたものであり、本件訴訟とは異なり、加害行為による損害が既に発生し、その加害行為が継続し、又は継続されるおそれが十分に認められる場合についての判示ではない（甲A32）。

また、同判決は、民法709条について「将来の差止請求権が認められる余地がない」と明示的に判示したものでもない。

被告 J E R A は、同判決の射程について、解釈を誤っている。

ウ 本件訴訟は、同判決とは全く事案を異にすること

本件原告らは、気候変動の影響を既に現実に受けている。熱中症リスクの増大、豪雨災害の激甚化等は既に生じている現実の被害であり、被告らの火力発電事業による CO₂ 排出がこれに寄与している。

今後も排出が続く限り、その排出量は確実に大気中の CO₂ 濃度を高め、地球温暖化を進行させ、気候変動による被害を拡大させる。この因果関係は、IPCC 報告書により科学的に確認されている。

I C J 勧告的意見は、重大な環境損害を防止する義務について、「まだ損害が発生していないが将来重大な被害が発生するおそれがある場合、または既に何らかの損害が発生しており、さらに重大な損害が発生するおそれがある場合」に適用されることを確認した（274）。本件は、まさに後者の場合に該当する。

被告らの排出行為の継続により、温室効果ガスの蓄積による危険な気候変動の影響がさらに悪化することは明らかである。被告 J E R A が引用する上記最判とは、事案を全く異にするものであり、本件において差止請求を否定する根拠とはなり得ない。

4 原告らの権利・法益は侵害されており、さらなる侵害の具体的危険もあること（主張③への反論）

（1）被告らの主張

被告らによれば、気候変動による被害は、発生確率・内容・程度・場所等の不確定要素に左右され、原告ら個々人に「具体的危険が生じているとはいえない」とする（被告 J E R A 準備書面（1）二第2の1、被告 8 社第1準備書面第3の2(1)）。

また、苛烈な暑さによる身体・成長発達権等の侵害については「抽象的可能性にすぎず具体的危険なし」とし、気候悪化による不安については「不確定な将来への抽象的不安で、法的保護の対象でない」と主張する（被告 J E R A 準備書面（1）二第2の1(2)、被告8社第1準備書面第3の2(1)）。

(2) 権利・法益が侵害され、またその具体的危険があること

ア 危険な気候変動の影響は人権を脅かすもので、その影響から原告らを保護することは被告らの義務であること

上記第3で指摘したとおり、I C Jの勧告的意見は、気候変動による影響から保護される権利は人権として認められることを確認した（372～393）。同意見は、これらの記述において、生命に対する権利、私生活及び家庭生活を尊重される権利、健康に対する権利、適生活水準に対する権利、文化に対する権利等が気候変動によって影響を受けることを認定している（301～309）。さらに、清浄で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利も人権を享受するための不可欠の前提条件であると認めたものである。

インド最高裁判所が判示しているように、これらの権利は日本国憲法11条、12条、13条などに由来する権利であり、I C Jは気候系の保護を国家の法的義務と認めたのである（369）。

原告らの生命、身体、健康等に関する権利は憲法上保障された基本的人権であり、民法709条における「権利又は法律上保護される利益」に該当することは明らかである。不法行為法における法的利益であることを争う被告らの態度からは、その存在は認めるとする気候変動への社会的責任の認識も措信しがたいものと言わざるを得ない。

イ 被告らの「具体的危険がない」との主張について

被告らは、原告らへの権利侵害は「抽象的可能性」にすぎず「具体的危険」がないと主張する。

しかし、I P C C 第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書政策決定者向け要約では、「人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」（甲 B 4 ・ 4 頁）と断定され、既に観測された影響として、熱波、大雨、干ばつ、熱帯低気圧の強度増加を挙げ、これらが人間活動に起因する気候変動に帰属することが確認されている（図 S P M. 2。甲 B 1 4 7）。日本においても、熱中症による死亡者数の増加、豪雨災害の激甚化は既に現実に生じている事象であり、将来の抽象的可能性ではなく、現在進行形の具体的危険である。

さらに、同報告書は、1. 5 °C の気温上昇でさえ「複合的なリスクを引き起こす」と警告し、現在の政策では 2100 年までに約 2.7 °C の上昇が見込まれることを示している。原告らが若年世代であることに鑑みれば、原告らの生涯において気候変動による重大な被害が現実化することは、科学的に「確信度が高い」と評価されているのであり、これを「抽象的可能性」と矮小化することは、I P C C 報告書の知見を無視するものである。

ウ 神戸地裁判決について

被告らは、神戸石炭訴訟第一審判決（神戸地判令和 5 年 3 月 20 日）および同控訴審判決を援用するが、同判決は以下の点で本件と事案を異にする。

第一に、同判決は個別の石炭火力発電所の建設・稼働差止めを求めた事案であり、電力セクター全体の大規模排出事業者 10 社に対する排出削減を求める本件とは請求の性質が異なる。第二に、同判決後の 2024 （令和 6 ）年 7 月、I C J は気候変動に関する勧告的意見を示し、気候系の保護が国際法上の義務であることを明確にした。これ

は、同事件口頭弁論終結時には存在しなかった重要な国際法上の発展である。第三に、刻々と科学的知見は深化しており、気候変動と人権侵害の因果関係はより一層明確になっている。したがって、本件事件には同判決の射程は及ばない。

エ 国や被告らの取組みについて

被告らは、国際的枠組みや国内政策、被告ら自身の取組みが進んでいることをもって「具体的危険がない」と主張する。

しかし、上記第3で述べたとおり、被告らを含む日本の電力セクターの排出削減は、1. 5°C目標と整合するCO₂削減水準（2019年を基準として、少なくとも、2030年までに48%以上、2035年までに65%以上の削減）に遠く及んでいない。被告らが掲げる目標や取組みが科学的知見に基づく必要削減量を大幅に下回っている以上、それらの存在をもって「具体的危険がない」ということはできない。むしろ、被告らの現在の排出行為と不十分な削減計画こそが、被告らの義務に違反し、原告らの権利侵害の具体的危険を生じさせているのである。

5 被告らのCO₂排出量に、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責できるだけの関連性が認められること（主張④への反論）

(1) 被告らの主張

被告らは、被告JERAの発電事業に伴う二酸化炭素の排出量が占める量は世界全体のわずか約0.37%、被告8社は0.91%、被告神戸製鋼所は0.06%であり、このような「わずかな寄与」では原告ら個人への被害を帰責できる関連性がないこと、CO₂排出と被害との因果関係は地球全体の排出総体と被害総体との間に存するものであり特定の排出源に帰責できること、排出削減方法の選択・決定は政策的観点から民主制の過程によって行われるべきであり、裁判所が特定の排出源

を帰責対象として選択・特定することはできないこと、大気汚染物質による健康被害とは異なり直接的な条件関係がないことを主張する（被告J E R A準備書面（1）二第2の2、被告8社第1準備書面第3の2(3)）。

(2) 被告らに対する求釈明

原告らは、各被告らに対し、①各主張するこれら世界全体に占めるCO₂排出量の割合の計算根拠を明らかにすることを求める。また、②J E R Aについては何に対する割合かが示されておらず、この点も明らかにされたい。③被告J E R A及び被告8社は、世界の排出量に対する累積排出量の割合も計算根拠とともに明らかにされたい。

(3) 事実的因果関係について

ア I C J 勘告的意見における因果関係の整理

I C Jは、因果関係には、第1に「特定の気候現象または傾向が人為的な気候変動に起因するかどうか」と、第2に「気候変動によって引き起こされた損害が、どの程度、特定の国家または国家グループに帰属させられるか」の二つの異なる要素があると指摘している。そのうち、第1の要素は、「人為的なG H G排出の結果、気候システムおよび環境のその他の部分に重大な損害が生じたことは科学的に確立されて」おり（437）、多くの場合、科学に依拠することで対処できる事実的因果関係である。

イ R W E 事件における事実的因果関係についての判断

ペルー農夫で山岳ガイドであるL i u y a氏によるR W E社に対する事件（2020年5月にハム上級裁判所判決（甲A29の1ないし29の3）では、R W EのCO₂排出と洪水の危険性の増大との間の条件関係の存在を認め、被告による「被告の排出は原告の土地

への具体的な危険をかなりの程度、引き起こすとはいえない」との主張を退けた（甲 A 29 の 3・32～33 頁）。

ハム上級裁判所は、前記の第 2 の要素について、「原告が主張する物理的な因果の連鎖に照らせば、間接的なものにはとどまらない直接的な侵害が認められる」とした。なぜなら、被害が「被告によってもたらされた過程は、ほとんど直線的に自然科学的な法則に基づき進んで行くからである」とその理由を述べている（甲 A 29 の 3・35 頁）。

まず、被告の CO₂ 排出と氷河の融解、洪水の危険性との間の「物理的な因果の連鎖に照らせば、間接的なものにはとどまらない直接的な侵害が認められるとして、ハム上級裁判所は、「なぜなら、被告によってもたらされた過程は、ほとんど直線的（n a h e z u 1
i n e a r）に自然科学的な法則に基づき進んで行くからである」としたうえで、原告の主張、即ち、「被告の発電所が排出した CO₂ は大気中に上がり、物理的及び化学的な法則に従ってすべての地球大気の温室効果ガスの濃度を増加させる。温室効果ガス分子の濃密化は、地球の熱放出を減少させ、地球の気温の上昇をもたらす。それによって地域的にもたらされる気温の上昇は、岩盤と氷の崩壊の危険を増大させ、パルカコシヤ氷河の融解を加速させ、パルカコシヤ湖の水量が増加する。氷河湖の水位の上昇によって、場合によつては氷と岩の崩落と相まって、谷側の堰が湖水ないし崩落がもたらす膨張波をとどめられない危険性が高まる。氷河湖の決壊が堰を越える洪水、またはグランドモレーン壁及び／又は人工堰の決壊という形で起き、谷に水が流入し原告の土地が洪水になる。」との関係を確認した。

さらに、「ここでは、被告の行為は長い因果の過程の始まりにあり、最後は氷河湖の決壊という自然現象、いわゆる G L O F に行き着くが、被告は自らの行為によって原告の所有物の侵害の危険を直

接引き起こしている。この「最後の」自然現象は偶然に起きるものではなく、気候物理学の法則によって予測できる。被告が大気中のCO₂の排出により介入するため、原告の主張事実を前提とすれば、まさにそれによって因果連鎖の個々の過程が起こる。それはほとんどの直線的で、偶然に左右されず、物理的に算定可能である。第三者がこうした原因の連鎖に介入することはない。偶然に起こる他の過程や相互作用も必要としない。」と述べ、「被告は原告の主張を争い、物理的な過程は本質的に複雑で偶然に左右されるとしているが、「こうした事情は原告主張の根拠性についての審査（Schriftliche Anklageprüfung）という範囲内で原告の主張を基礎とすることに影響を及ぼさない。」とした（甲A29の3・35頁）。

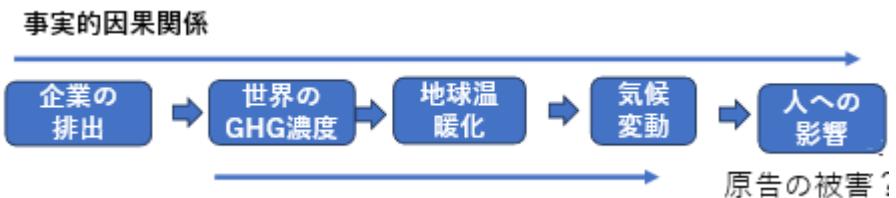


図 事実的因果関係

ウ 本件における事実的因果関係

上記のとおり、RWEの事案では事実的因果関係は争う余地はなく、明白であるとされた。

本件においても、IPCCの報告で確認されているとおり、被告らのCO₂排出によって大気中のCO₂濃度がその分高まり、地球の平均気温を上昇させ、熱波や豪雨など極端な気象現象を生じさせ、健康や生命にさえも影響を及ぼす。この関係は今日争いの余地がない。

(4) 帰責寄与度の評価

ア 前項第2の要素についても、ハム上級裁判所はRWEの歴史的排出量が世界の0.38%を占めることについてその帰責寄与は他との比較でみるべきとして、因果関係への寄与を認めた。

ハム上級裁判所は「多重因果的な責任のシナリオ (multikausalen Haftungsszenarien) では、常に比較の観点が必要になる。かなりの程度に関する基準になるのは、原因寄与 (Verursachungsbeitrag) の単なる大きさ——例えば5%とか10%——ではなく、他の原因寄与との比較における大きさである。さまざまな因果的寄与 (Kausalbeiträge) を比較することで、どの因果的寄与がリスクをかなりの程度高めたのか、すなわち他との比較でどの因果的寄与が重要であり、どれがそうでないのかを選び分けることができる。」とした。そして、「比較という観点からすれば産業活動によるCO₂排出に占める被告の割合である0.38%も、全ての排出に占める割合である0.24%弱も小さいものとは言えない。」「世界の最大級の排出者らの原因寄与は、全排出の3.6%より少ない範囲で変動している。原告が引用する世界の大排出者81(……)のなかで被告は23番目とされている。」「被告の割合は世界の大排出者の原因寄与度の約10分の1を占めている。」と認定し、「被告のCO₂の年間排出量の絶対値に鑑みても、かなりの程度とは言えないようなリスクの増加に過ぎない、とは言えない」と述べて因果関係における帰責性の要件を満たすとした（甲A29の3・33頁）。このように、今日のアトリビューションサイエンスによって侵害寄与度は算定できる時代になっている。

イ 被告ら10社の排出量の帰責寄度

被告ら10社は、自らの排出量が世界全体の「わずか」な割合であることを強調するが、RWE事件に関する上記ハム上級裁判所の判断に照らせば、この主張は失当である。

被告 J E R A は自身の 0. 37 % と主張している。これが累積的排出量についてであれば、十分に帰責性が認められることになる。また、被告ら 10 社の排出量を合算すれば、日本全体のエネルギー起源 CO₂ 排出量の約 3 分の 1 を占める。これは、世界の大排出者との比較においても相当な規模である。また、被告らは日本の電力セクターを代表する事業者であり、IPCC 及び IEA が「最初に脱炭素化すべきセクター」と位置付ける分野において、大量の CO₂ を排出し続けている。被告らの排出が「わずか」であるという評価は、気候変動対策における電力セクターの中心的役割を無視するものである。

さらに、被告ら自身が認めるとおり、被告ら 10 社を合算すれば世界全体の約 1 % を占めることになる。RWE 事件で 0. 38 % が「小さいものとはいえない」と判断されたことに照らせば、被告ら 10 社の合計 1 % という排出量は、明らかに帰責性を肯定するに足りる規模である。なお、この点については被告らの求釈明への回答を待って、最新の科学によってその帰責寄与の程度を明らかにする予定である。

6 CO₂ それ自体の有害性ではなく、その蓄積による気候系への危害が問題であること（主張⑤への反論）

(1) 被告らの主張

被告 J E R A は、「二酸化炭素は、それ自体が人体に悪影響を及ぼすものではなく、本来的に有害物質とはいえない」とし、水俣病等の公害訴訟における有害物質と「同列に並べて論じることができない」と主張する（被告 J E R A 準備書面（3）14 頁）。被告 8 社も同旨の主張をし（被告 8 社第 4 準備書面 18 頁）、被告神戸製鋼所も「それ自体が健

康に悪影響を与えるような有害物質ではなく、あらゆる経済活動に伴うものである」とする（被告神戸製鋼所準備書面（4）7頁）。

（2）気候変動被害の因果構造について

ア I C J 勧告的意見における認定

I C J 勧告的意見は、気候変動による被害の因果構造について、「大気中の温室効果ガス（G H G）の『蓄積』が気候システム及び環境のその他の部分に対し重大な危害を引き起こしている」ことを認定した（278）。同意見はまた、重大な環境損害は、国家及び非国家主体による複数の活動の累積的影響からも生じ得る旨判示している（276）。

すなわち、気候変動被害の本質は、C O₂分子それ自体の毒性ではなく、大気中への蓄積による気候系への影響にある。被告らは、この因果構造を無視し、議論を「有害物質か否か」にすり替えようとしているが、これは気候変動問題の本質に対する理解を欠くものである。

イ R W E 訴訟における判断

R W E 事件において、ドイツ・ハム上級裁判所は、被告R W E社の「C O₂分子自体には害がない」との主張を退け、「排出そのものに害がないとしても、その種類と量が近隣に危険又はかなりの不利益をもたらすことに適している場合は本質的な侵害となる」と判示した（甲A 29の3・44頁）。また、「ここで問われているのは、妨害行為の違法性——いわゆる行為の不法（Handlungsunrecht）——ではなく、引き起こされた結果が法的秩序に反するか否か——いわゆる結果の不法（Erfolgsunrecht）——である」として、C O₂排出と気候変動被害との因果関係を認定した（同40頁）。

被告らの排出するC O₂は、大気中に蓄積し、気候変動を通じて、原告らの生命・健康・生活環境に被害をもたらしている。この因果関

係は、CO₂分子それ自体が人体に直接害を及ぼすか否かとは次元の異なる問題である。

(3) 被告らの主張の不当性

被告らの主張は、従来型の公害（大気汚染や水質汚濁）における「有害物質→人体への直接影響」という枠組みに議論を限定し、気候変動の「排出→蓄積→気候系への損害→人体・生活への被害」という因果構造を意図的に無視しようとするものである。

しかし、日本法上も、CO₂は地球温暖化対策推進法や気候変動適応法等により法的規制の対象として明確に位置付けられており、その排出による地球温暖化が人の健康・生活環境に影響を与えることは立法者によっても認識されている。「有害物質ではない」という主張は、この法体系の存在を無視するものである。

被告らが、このような主張によって排出行為に問題がないと主張するものであるとすれば、それは不当であるだけでなく、気候変動への基本的理解を欠くものであり、また、削減義務を認識せずその意思もないことを自ら認めるものといえよう。

7 気候変動による被害に基づく排出削減義務違反の有無の判断はまさに司法の役割であること（主張⑥への反論）

(1) 被告らの主張

被告8社は、「CO₂排出削減方法の選択・決定は、政策的観点から民主制の過程によって行われるべきものであり、多様な排出源のうち特定のものを、原告ら個々人に生じるおそれのある被害を帰責させる対象として選択・特定することはできない」と主張する（被告8社第4準備書面20頁）。被告JERAも、「気候変動対策は高度に政策的な配慮の下

で行われるべきものであり、その中で個別の事業者が果たすべき役割を決定することは、日本の裁判所（司法）の役割とは明らかにその性質を異にしている」と主張する（被告 J E R A 準備書面（3）14頁）。

（2）被告らの主張が失当であること

ア 権利・法益侵害の有無の判断は司法の役割であること

被告らの主張は、政策決定の領域と権利侵害の救済の領域を混同するものである。確かに、国のエネルギー政策全体の策定や、排出削減のための具体的措置の選択の中には、立法院・行政府の政策的判断に委ねられる領域もある。しかし、特定の行為が他者の権利又は法律上保護される利益を侵害するか否かを判断し、違法な侵害に対して救済を与えることは、まさに司法の本来的役割である。

原告らが求めているのは、国のエネルギー政策の変更というよりも、被告らの排出行為が原告らの権利・法益を侵害することについての司法判断と、その侵害の差止めである。このような判断は、政策決定とは次元の異なる、司法固有の権限に属する事項である。

イ 比較法上の先例

このような主張に対しては、既に複数の外国判決が明確な判断を示している。

U r g e n d a 事件に関するオランダ最高裁判決（甲A8）は、「オランダの憲法制度上、温室効果ガス排出削減についての意思決定は政府と議会の権限である。これらの機関は、必要な政治的決定を行うにあたっての、広範な裁量権を有している。」としつつ、「政府および議会がこの裁量権を、彼らを拘束する法律の範囲内において行使したか否かについて判断するのは、裁判所である。」（8. 3. 2、39～40頁）と判示し、国の気候変動対策が法的義務に適合しているかを審査することは司法の正当な権限であることを確認した。同判決

は、削減目標を達成するための具体的措置の選択は国に委ねつつも、最低限の削減義務の存在を認定した。

Klimaatzaak 事件に関するベルギー・ブリュッセル控訴裁判所判決（2023年）も、「裁判所が、その文脈（前述の意味において）において、国際法の規範が定める最低限の要件を尊重することに限定し、そのような規範がない場合には、科学的・政治的コンセンサスのあるデータに基づいて最低限の要件を決定することに限定すれば、裁判所は三権分立の原則に違反しない」と判示した（227）。

ウ I C J 勧告的意見における判断

I C J 勧告的意見（2025年）は、気候系を保護する義務におけるNDCの策定およびその実現のための措置は国の完全な裁量に委ねられているのではなく、「厳格なデューデリジェンスに基づく注意義務」が課されていることを明らかにした（132、144）。同意見は、国家がこの義務を履行しているか否かの判断は、まさに司法の責任であることを示している。

（3）本件における司法の役割

本件において原告らが求めているのは、エネルギー政策全体の策定や排出削減の具体的方法の決定というよりも、科学的知見と国際的コンセンサスに基づく最低限の削減水準を基準として、被告らの排出行為がその水準を超えて原告らの権利を侵害することの差止めである。

削減目標を達成するための具体的措置（発電方法の転換、再生可能エネルギーへの投資、効率改善等）の選択は被告らに委ねられており、原告らの請求は被告らの経営判断の自由を全て否定するものではない。原告らが求めているのは、いわば排出量の「上限」の設定であり、その上限内でいかなる措置を講じるかは被告らの裁量に属する。

(4) 小括

被告らの「政治領域論」は、政策決定の領域と権利侵害の救済の領域を意図的に混同し、司法による権利救済を否定しようとするものであり、失当である。

特定の行為が他者の権利を侵害するか否かを判断し、違法な侵害に対して救済を与えることは、三権分立の下における司法の本来的役割である。立法府や行政府による政策決定が不十分であるために人権侵害が生じている場合に、その侵害からの救済を求める市民に対し、「それは政治の領域である」として司法が救済を拒否することは、司法の責務の放棄に他ならない。

オランダ最高裁判決、ベルギー控訴裁判所判決、欧州人権裁判所大法廷判決（Klima Seniorinen判決。甲A18の1、同18の2）、I C J 勧告的意見等、国際的な司法機関・各国裁判所は、いずれも気候変動に関する権利侵害について司法が判断を下す権限と責任を有することを確認している。日本の裁判所もまた、この責任から逃れることはできない。

以上